



第3次 茅崎市男女共同参画推進計画 (素案)

第1次 茅崎市女性活躍推進計画

第1次茅崎市配偶者等暴力（DV）防止基本計画

～すべての人が 自分らしく 暮らせるまち にらさき～



目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的	1
2 SDGs の達成に向けて	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4

第2章 これまでの取組みと課題

1 これまでの取組み	5
2 第2次計画の成果目標の達成状況	6
3 今後の課題	8

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	10
2 基本目標	11
3 計画の体系	12

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ すべての人に男女共同参画意識が浸透するまち	13
施策の方向1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進	13
施策の方向2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	15
施策の方向3 多様な生き方が尊重される意識の浸透	17
基本目標Ⅱ すべての人が自分らしく力を発揮できるまち	19
施策の方向1 働く場における女性活躍推進の支援	19
施策の方向2 意思決定過程への女性の参画	21
施策の方向3 誰もが参画し活躍できる地域づくり	23
基本目標Ⅲ すべての人が仕事も生活も大切にできるまち	25
施策の方向1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	25
施策の方向2 男女が共に向き合う家事・育児・介護の推進	27
施策の方向3 より弱い立場の人が直面する困難に対する支援	29
基本目標Ⅳ すべての人が安全・安心で健やかに暮らせるまち	31
施策の方向1 あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実	31
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	34
施策の方向3 生涯にわたるこころとからだの健康づくり	36

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	38
2 計画の周知と進行管理	38
3 成果指標	39

第6章 参考資料

1 計画の策定経過	43
2 莊崎市男女共同参画推進計画策定委員会委員名簿	44
3 男女共同参画に関する主な動き	45
4 関係法令	
(1) 莊崎市男女共同参画推進条例	53
(2) 莊崎市男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱	56
(3) 莊崎市男女共同参画推進委員会要綱	57
(4) 男女共同参画社会基本法（抄）	58
(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）	60
(6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）	63
(7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抄）	65
5 用語解説	68

○ 本文中の「*」の記載があるものについては、68ページから71ページにて用語解説をしています。

○ 本文中のグラフは、小数点第2位を四捨五入しているので、比率の合計が100.0%にならない場合もあります。

【表紙について】

表紙にデザインされている黄色い花は、ミモザの花です。

1975年に女性の社会参加と地位向上を訴える日として、3月8日が「国際女性デー」と定められました。イタリアではこの日に感謝の意味を込めて、ミモザの花を女性へ送っていたことから、ミモザの花は「国際女性デー」の象徴となりました。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

誰もが等しく人権を尊重され、ともに責任を分かち合い生き生きと暮らすことや、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画し、それぞれの個性と能力を発揮する機会が保障された多様な生き方の選択は、より充実した人生の構築につながります。

2015（平成27）年に成立した女性活躍推進法等に基づく取組みや働き方改革を通じて、女性の就業者が増加する等進んでいる分野がある一方で、「社会のあらゆる分野において、2020（令和2）年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%」とする政府の目標には届かない状況にあります。

国際的にみても、経済、教育、保健、政治の分野で世界各国の男女間の不均衡を示す、2022（令和4）年のジェンダーギャップ指数*では、日本の順位は146か国中116位の0.650と先進国の中で最低レベルとなっています。

また、性別による経済社会における立場の違いから、女性は生活上の困難に陥りやすいことや暴力にさらされやすいこと、また、様々な差別が深刻な社会問題となっているのが現状であり、すべての人の人権と多様性が尊重され、安心して暮らせる地域社会を実現することが求められています。

市における女性や子ども等の弱者となりやすい人権を守る取組みは大変重要であり、行政や社会システムにジェンダー*平等を反映させるためには、社会全体において固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）の解消等を行い、尚一層、男女共同参画社会*の実現に力を入れて取り組まなければなりません。

本市では、2003（平成15）年度からの「第1次韮崎市男女共同参画推進計画」、2013（平成25）年度からの「第2次推進計画」により、性別に関係なくお互いが認め合い協働するまちを目指して取り組んできましたが、この計画期間が、2022（令和4）年度に終了することから、さらなる推進を図るべく、「第3次韮崎市男女共同参画推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものであります。

なお、本計画は、女性活躍推進計画並びに配偶者等暴力（DV）防止基本計画も含めた計画としております。

2 SDGs*の達成に向けて



SDGs*（持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年、ニューヨークで開催された国連サミットで採択された2030（令和12）年を年限とする国際目標であり、その前文には「すべての人の人権を実現し、ジェンダー*平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」と明記され、17の目標（ゴール）のうち、目標5において「ジェンダー*平等を実現しよう」と掲げています。

本計画は、この目標5をはじめ、目標8「経済成長と雇用」や様々な目標の達成の基盤となるものでありますので、本市の男女共同参画の実現に向けた取組みとSDGs*との対応関係を明示するとともに、今後もSDGs*の考え方と目標と同じくする取組みを進めてまいります。



ゴール5 「ジェンダー*平等を実現しよう」

ジェンダー*平等を実現し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



ゴール1 「貧困」

あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる



ゴール11 「持続可能な都市」

包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する



ゴール3 「保健と福祉を」

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



ゴール13 「気候変動」

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



ゴール4 「教育」

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



ゴール16 「平和」

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



ゴール8 「経済成長と雇用」

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



ゴール17 「実施手段」

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



ゴール10 「不平等」

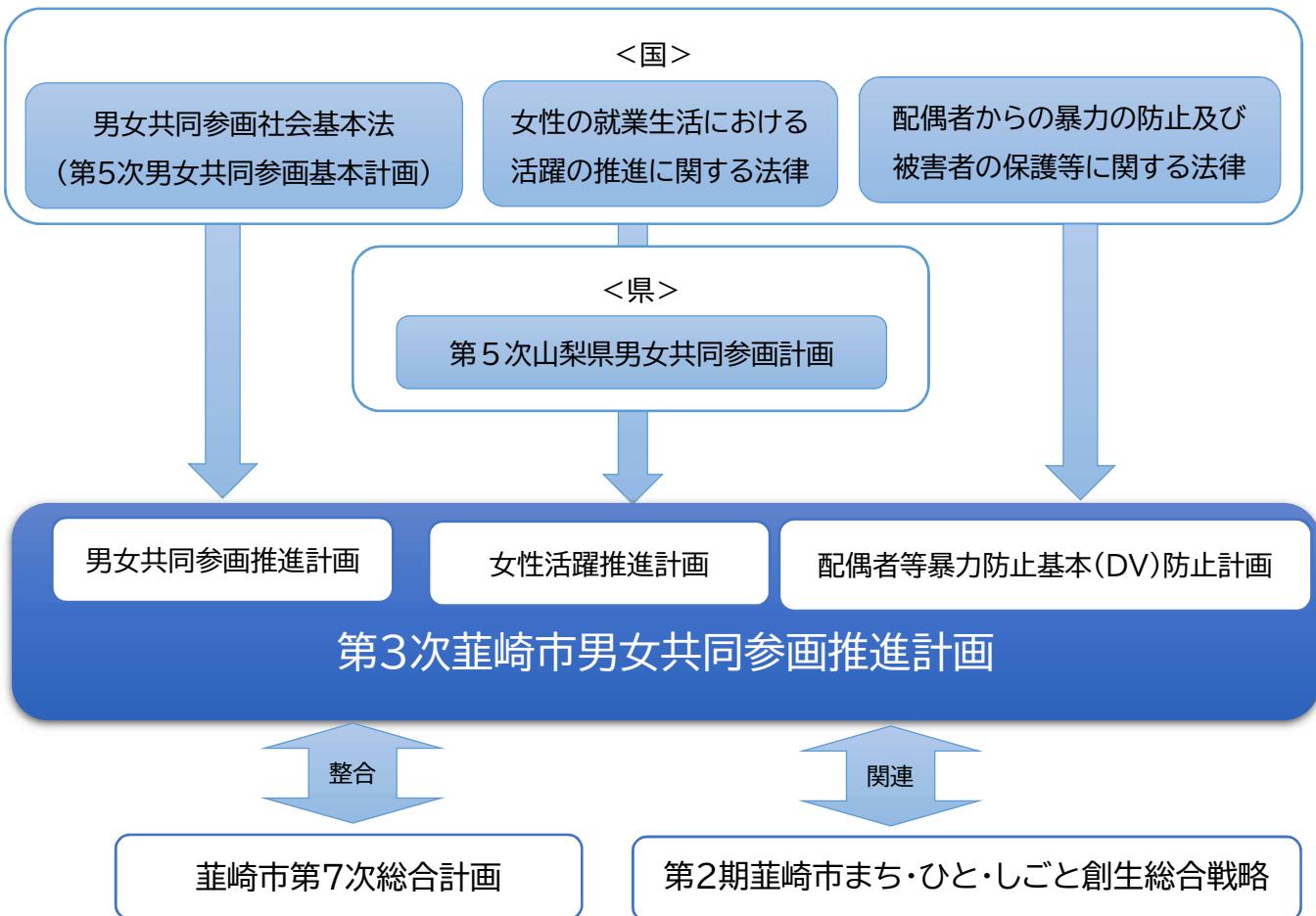
国内及び各国間の不平等を是正する

3 計画の位置づけ

本計画は、韮崎市男女共同参画推進条例第11条に基づき策定するものであり、国が制定した男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけます。

策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画（2020（令和2）年12月）」及び、「第5次山梨県男女共同参画基本計画（2022（令和4）年3月）」の内容を踏まえるとともに、「韮崎市第7次総合計画」の分野別計画として整合性を図り、「第2期韮崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と関連づけています。

なお、本計画の基本目標Ⅱ「すべての人が自分らしく力を発揮できるまち」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定められている市町村女性活躍推進計画として、また基本目標Ⅳの施策の方向1「あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められている市町村配偶者等暴力防止基本(DV)防止計画として位置づけます。



4 計画の期間

.....

社会情勢の変化は著しく、本計画の進捗状況により、施策等を見直す必要が生じることが想定されるため、計画期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。



第2章　これまでの取組みと課題

1　これまでの取組み

本市においては、1998（平成10）年にあらゆる分野において女性関連施策を総合的に推進するため、「韮崎市女性プラン」を策定し、学習の場の確保、各種委員会や審議会への登用等、女性に関する施策を展開してきました。

2003（平成15）年には、第1次韮崎市男女共同参画推進計画「輝いて、ひらめいて、韮崎プラン」を策定し、2006（平成18）年3月には、男女の多様性を認め合う社会づくりをより強固なものにするため、「韮崎市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、同年、対等なパートナーシップ*を発揮しながら、ともに平和で豊かな地域を築いていくことを目指した取組みを推進するため、「韮崎市男女共同参画推進委員会」を設立しました。

2013（平成25）年3月には、第2次韮崎市男女共同参画推進計画を策定し、男女が互いに認め合い、協働するまち・韮崎の実現を目指して、「ひとひとともに煌く夢プラン」と銘打ち、「男女共同参画の意識づくり」、「男女がともに助け合う家庭生活の推進」、「男女がともに担う地域社会づくりの促進」、「男女がともに働きやすい職場環境の整備」、「人権が尊重される社会の形成」の5つの基本目標を定め、韮崎市男女共同参画推進委員会の委員の皆様をはじめ、市民、企業、自治組織及び学校等と連携しながら、総合的かつ計画的に推進し、また、毎年度本計画の実施状況及びその結果を公表し、計画の実効性を確保してきました。

2 第2次計画の成果目標の達成状況

第2次男女共同参画推進計画では、計画期間（2013（平成25）年度～2022（令和4）年度）中に達成すべき数値として、次の14項目を設定し、結果は以下のとおりとなっています。

項目	初期値 (2011年度)	目標値 (2022年度)	現状値	備考
基本目標1 男女共同参画の意識づくり				
① 芦崎市男女共同参画推進条例の浸透（第2次芦崎市男女共同参画推進計画の浸透）				
	—	50.0%	35.2% (2022年7月)	14.8%未達成
② 「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合				
	46.5%	35.0%	27.1% (2022年7月)	7.9%下回って達成
基本目標2 男女がともに助け合う家庭生活の推進				
③ 「男性が家事・育児を行うこと」に賛成する男性の割合【家事】				
	77.4%	90.0%	93.2% (2022年7月)	3.2%上回って達成
③ 「男性が家事・育児を行うこと」に賛成する男性の割合【育児】				
	79.3%	90.0%	92.9% (2022年7月)	2.9%上回って達成
④ ファミリーサポートセンター会員数				
	208人	300人	456人 (2021年度)	156人上回って達成
⑤ 認知症サポーター養成講座受講者数（累計）				
	1,110人	1,300人	5,759人 (2021年度)	4,459人上回って達成
基本目標3 男女がともに担う地域社会づくりの促進				
⑥ 市の審議会等における女性委員の割合				
	23.4%	30.0%	30.6% (2021年度)	0.6%上回って達成
⑦ 自治会長に占める女性の割合				
	2.0%	5.0%	3.0% (2021年度)	2.0%未達成

項目	初期値 (平成23年度)	目標値 (令和4年度)	現状値	備考
⑧ 地域減災リーダーに占める女性の割合				
	—	50.0%	19.2% (2021年度)	30.8%未達成
⑨ 25～40歳（子育て世代）における女性の就業率				
	63.0%	70.0%	85.3% (2022年6月)	15.3%上回って達成
基本目標4 男女がともに働きやすい職場環境の整備				
⑩ 男性職員の育児休業取得率（韮崎市）				
	0.0%	10.0%	0.0% (2021年度)	10.0%未達成
⑪ 管理職（一般行政職）に占める女性の割合				
	2.4%	10.0%	14.3% (2021年度)	4.3%上回って達成
基本目標5 人権が尊重される社会の形成				
⑫ 特定健診受診率（40～74歳）				
	42.1%	60.0%	50.5% (2021年度)	9.5%未達成
⑬ 乳がん、子宮頸がんの検診受診率【乳がん】※				
	33.0%	50.0%	16.6% (2021年度)	33.4%未達成
⑭ 乳がん、子宮頸がんの検診受診率【子宮頸がん】※				
	22.0%	50.0%	15.3% (2021年度)	34.7%未達成
⑯ DV防止法周知度（言葉も内容も知っている）				
	—	50.0%	45.7% (2022年7月)	4.3%未達成

※ 2011（平成23）年度は、国の事業で検診の無料クーポン配布を行った時期であるため、受診率の単純比較は困難となっている。

第2次計画期間中、男女共同参画社会*に対する意識は向上してきたものと考えられますが、韮崎市男女共同参画推進条例の浸透度は目標値を下回り、男性職員の育児休業取得率、自治会長や地域減災リーダーに占める女性の割合など、改善や向上しない項目もあり、これらの評価を受けて、新たな成果指標と目標値を設定する必要があります。

3 今後の課題

2006（平成18）年の条例施行から16年、さらに、第2次計画に基づく様々な施策を10年間推進してきましたが、依然として多くの課題が残されています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での研修、個人や企業向けのセミナーなど様々な事業において、人が集まった状況下での開催という前提が大きく揺らいでおり、オンラインの活用をはじめ、柔軟に対応していくことが求められています。

(1) ライフステージに応じた男女共同参画意識の浸透

男女共同参画意識については、男女ともに高まる傾向にありますが、年代が上がるのに応じて、特に男性において低くなる傾向が見られます。「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）の存在は、年代ごとに受けてきた教育、家庭や社会での体験などの違いにより、差が生じているものと考えられます。

また、若い世代の男性においても、男女共同参画意識が行動に結びついていない人も多く、今後は、そもそも男女共同参画に無関心な人への啓発に加え、意識の変化が行動の変容へつながるよう、対象者の年代やライフステージに応じた実効力のある取組みを推進していく必要があります。

(2) あらゆる分野における女性の進出と活躍の実現

25歳から40歳までの女性の就業率は高い傾向にありますが、出産・育児などで退職する人も多く、再度働きたいと思っていても、正規での就労は難しい状況となっております。

また、企業の女性活躍推進に向けた取組みも不十分であり、女性管理職の数も管理職を敬遠する意識が高いことと相まって、諸外国と比較して大きく後れを取るなど、男性中心の意識・慣行は解消されていません。

働く場における男女間の不平等を解消し、均等な機会と待遇が確保されるよう、企業への啓発などをを行うとともに、女性のキャリアアップ*や意識の向上を支援していく必要があります。

さらに、意思決定過程には多様な視点の反映が必要ですが、女性の市の審議会等委員への参画率や市職員における管理職の比率は、増加傾向にあるものの、より高い目標が求められている状況であります。

女性が活躍できる環境づくりを進めるとともに、まちづくりの中心的組織である自治会においても、地域の自主性を尊重し共感を得ながら、参画促進に向けた支援を充実する必要があります。

(3) ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた意識改革

労働時間の短縮、男性の育児休暇等の取得率向上など、ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた制度上の環境整備が進み、男性の意識に一定の変化は見られるものの、依然として家事・育児・介護などの担い手が女性に偏っている状況であり、行動の変容に向け一層の意識改革への取組みが求められています。

さらには高齢化に伴う本人の病気治療など、フルタイムで働けない様々な事情を抱えた労働者や高齢者、外国人等が個々の能力を十分に発揮できるよう、多様で柔軟な働き方の普及促進に努めるなど、企業におけるワーク・ライフ・バランス*を一層推進していくことが必要です。

(4) 配偶者等からの暴力（DV*）の防止や貧困などの困難を抱える女性への支援

配偶者等からの暴力は、決して許されるものではありませんが、未だ、受けた経験がある人もいるのが現実です。

このため、安心して相談できる窓口の周知に加え、当事者（被害者・加害者）に寄り添った支援を行うことも必要とされています。

また、暴力を未然に防ぐために必要な意識を定着させていくには、若年層に向けて早期に教育を行うことが重要であることから、若年層のDV*に関する理解を深めていくことが必要です。

さらに、被害者の相談支援を行う機関と児童相談所などの児童虐待に対応する相談機関との連携強化が求められています。

また、女性は、妊娠・出産、傷病などにより就業を中断すると、正規労働に就きにくく、生活上の困難に陥りやすい状況にあることから、ひとり親世帯や高齢の単身世帯への支援を行っていく必要があります。

(5) 推進体制上の課題

これまで、市の関係各課とともに韮崎市男女共同参画推進委員会により、多くの施策が実施され、市民的広がりを持つように取組みを進めてきました。

これにより、市民の意識向上に一定の効果は出ていますが、今後、より一層効果的・効率的に事業を実施し、意識の向上を行動の変容へと繋げていくためには、市民とともに活動し、その声を直接聞くことのできる推進委員会において、事業の企画・立案など、さらなる取組みを強化していくことが必要あります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会を実現するため、「垂崎市男女共同参画推進条例」に次の基本理念を掲げ、これまで計画の策定と推進を図ってきました。

～基本理念～

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における主体的に自由な活動を妨げることのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定等に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重され、生涯にわたる健康な生活が確保されること。
- (6) 男女共同参画社会^{*}の実現に果たす教育の役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的協調の下に行うこと。

本計画においても、この基本理念に基づき、推進テーマを次のとおり定め、積極的に男女共同参画社会^{*}の実現に取り組みます。

推進テーマ

～すべての人が 自分らしく 暮らせるまち にらさき～

2 基本目標

.....

本計画は、推進テーマに基づき、市民に分かりやすい計画とすることを主眼に、次の4つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会*の実現に向けた施策・取組みを展開します。

基本目標Ⅰ すべての人に男女共同参画意識が浸透するまち

固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）を解消し、個人として十分に尊重されるよう、男女共同参画についての理解を深める教育や学習を推進し、意識改革を目指します。

また、多様な生き方が尊重されるよう、幼少期から人権教育を行い、家庭や地域・職場において、差別や偏見をなくせるよう情報発信の工夫や啓発を推進します。

基本目標Ⅱ すべての人が自分らしく力を発揮できるまち

性別によって差別されることなく、男女間格差の解消や労働条件の改善等、働きやすい就業環境をつくり、自分の能力を最大限に発揮できるまちづくりに取り組みます。

また、政策・方針決定の場や地域活動等における意思決定過程においても、性別に関係なく、あらゆる分野において活躍することができるまちづくりを推進します。

基本目標Ⅲ すべての人が仕事も生活も大切にできるまち

仕事だけではなく、家庭や地域へ参画する時間を確保する等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）を望んだとおりに選択でき、充実した豊かな生活を過ごすことができる環境を整備します。

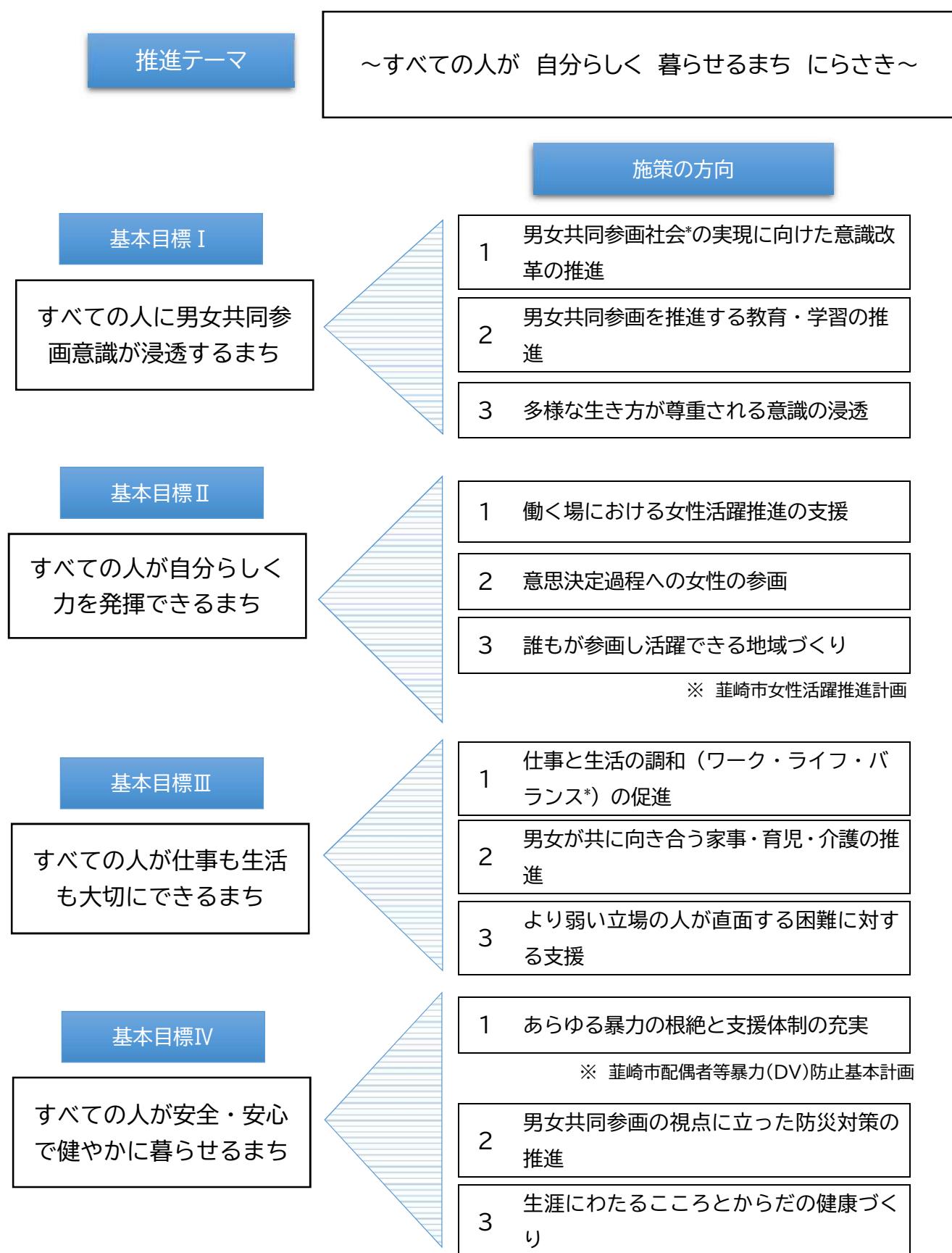
また、生活上困難を抱えた家庭に対し、自立した生活が送れるよう、サポートをします。

基本目標Ⅳ すべての人が安全・安心で健やかに暮らせるまち

DV*をはじめとする重大な人権侵害である暴力の根絶に向けた意識改革、啓発活動及び支援体制の充実に取り組みます。

また、男女共同参画に配慮した防災対策、並びにこころとからだの健康づくりを推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ

すべての人に男女共同参画意識が浸透するまち

<施策の方向1> 男女共同参画社会*の実現に向けた意識改革の推進

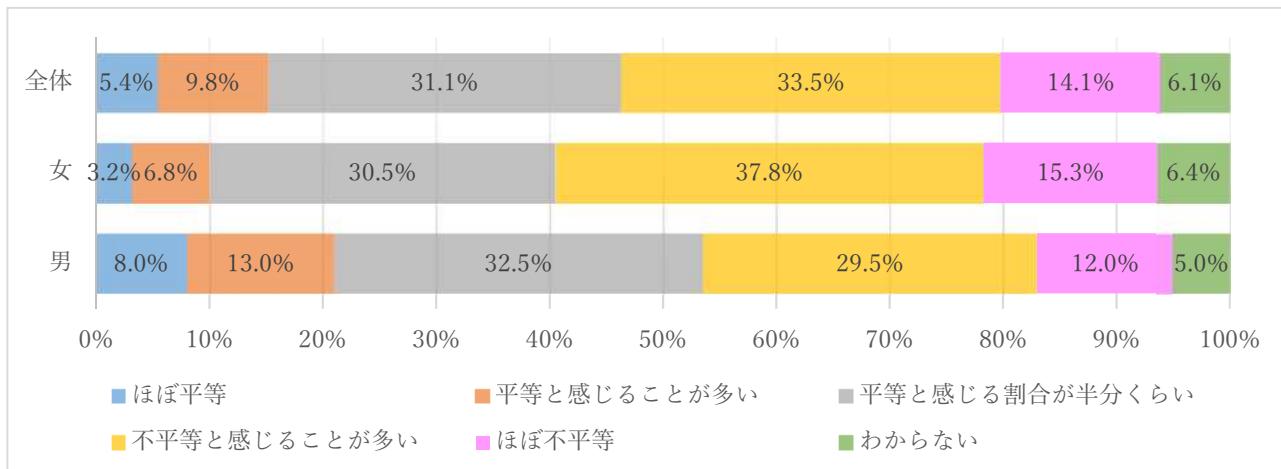
【現状と課題】

2022（令和4）年度市民アンケート調査によると、『社会全体の男女共同参画意識』について、『不平等』（「不平等と感じることが多い」と「ほぼ不平等」の合計）が、『平等』（「ほぼ平等」と「平等と感じることが多い」の合計）を上回る結果となり、さらに、女性に比べて男性が『平等』とした割合が高くなっていることから、未だ男性の固定的な性別役割分担意識*と無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）等があることが伺え、意識啓発が重要であります。

近年、情報の発信は、広報誌等の紙媒体だけではなく、HPやSNS*等のインターネットを活用して、幅広い世代に届けることが求められており、本市においても、広報誌、HP、まちづくり活動情報、SNS*等の様々な手法により情報発信していく必要があります。

また、男女共同参画推進月間のみの周知だけではなく、国際女性デー等の男女共同参画に関わる週間や日においても発信を行い、より身近に感じられるよう、意識づけを行う必要があります。

※2022（令和4）年度市民アンケート調査結果：『社会全体の男女共同参画意識』



【施策の方向性】

- 市関連事業や公民館主催事業等において、男女共同参画の推進に関する啓発、学習機会の提供、情報発信についての検討を進め、実施します。
- 男女共同参画推進委員会における、市民や地元地区での啓発、地域活動や市民活動の支援、情報発信などに努めます。
- 若い世代に情報が伝わるようSNS*等を活用するなど、情報発信の強化を行い、より身近に感じられる環境づくりに努めます。

【具体的な施策と内容】

施策名	具体的な施策の内容	担当課
男女共同参画の啓発事業の推進	男女平等や男女共同参画社会*の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などによる男女平等意識の普及・啓発	総合政策課
固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）の解消	市民に向けた、地域活動の場における男女平等意識を形成するための情報発信及び出前塾の取組みの強化	総合政策課
すべての年代に行きわたる情報発信	広報誌、市HP、まちづくり活動情報、SNS*等を活用して、運動期間等における様々な男女共同参画に関する活動の周知	総合政策課

<施策の方向2> 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

【現状と課題】

教育・学習活動は、男女共同参画社会*を形成する上で重要な役割を担っています。

次世代を担う子どもたちが、固定的な性別役割分担意識*にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、幼少期からの教育を強化し推進していく必要があります。

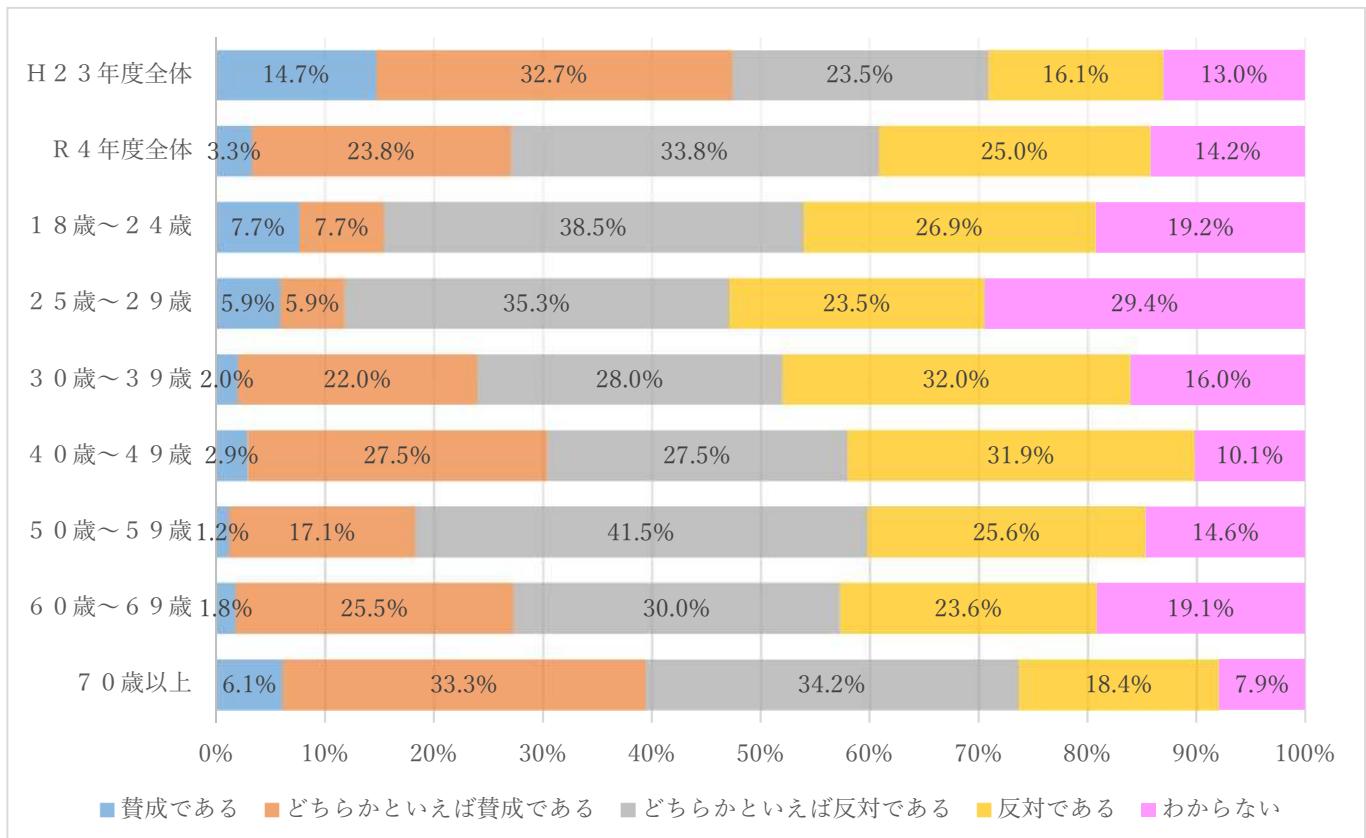
2022(令和4)年度市民アンケート調査によると、『夫は外で働き、妻は家庭を守るという考え方』について、『反対』（「どちらかといえば反対である」と「反対である」の合計）が、『賛成』（「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」の合計）を上回る結果となりました。

2011(平成23)年のアンケート調査と比べると、『賛成』の割合は低下し、固定的な役割分担意識*の解消の兆しが見えています。

年齢別では、『賛成』の割合は、70歳以上が、最も高くなっていますが、年代が若くなるにつれて低くなる傾向が見てとれます。

幼少期からそれぞれの個性を認め合い、性別に関係なく自分の能力を発揮できるような学習環境を整え、幅広い年代に向けて男女協働の意識形成を行っていく必要があります。

※2022(令和4)年度市民アンケート調査結果：『夫は外で働き、妻は家庭を守るという考え方』



【施策の方向性】

- 次世代を担う子ども達の人権、セクシュアリティ*が尊重され、一人ひとりの個性や能力が十分に発揮できるようにジェンダー*教育を推進します。
- 保育士・教職員・保護者等に対する男女共同参画、包括的性教育*に関する正しい理解と認識を啓発し、学校や保育園等で男女共同参画意識の向上に努めます。
- 大学生や社会人等を対象とした、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス*についての理解を深めるための啓発を行います。

【具体的な施策と内容】

施策名	具体的な施策の内容	担当課
学校等教育現場における男女共同参画学習の推進	児童生徒に向けて、ジェンダー*、固定的な性別役割分担意識*、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）について学べる場づくり	教育課
教職員・保育士等に対する研修の充実	固定的な性別役割分担意識*が子どもたちに伝達されることのないよう、教職員や保育士等に対する男女共同参画に係る研修の充実	こども子育て課 教育課
ライフコース*を見通した総合的なキャリア教育の推進	次世代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、将来の夢や希望を実現できるように、成長に合わせて男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができる取組みの推進	教育課
社会教育の場等における男女共同参画学習の推進	自治会役員、公民館長等の地域の役員や若年層に向けての学習会、講演会や研修会等の実施	総務課 総合政策課 教育課

<施策の方向3> 多様な生き方が尊重される意識の浸透

【現状と課題】

社会の制度や慣習の中には、性別や年齢、国籍、障がいなどに対しての偏見や差別が未だに残っていることが少なくありません。

インターネット等を通して、簡単に情報が手に入る時代ですが、誤った性知識や性差に関する偏見、固定的な性別役割分担意識*を助長するものも溢れ、悩みを抱えている当事者や家族もいます。

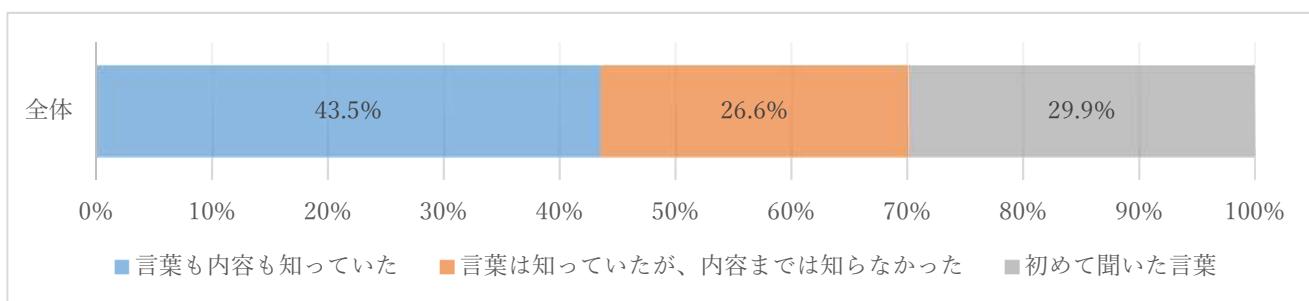
正しい知識を伝え、自らが情報を判別し、正しく理解することが必要です。

2022（令和4）年度市民アンケート調査によると、『LGBTQ*やSOGIE*の認知割合』について、『知っている』（「言葉も内容も知っていた」と「言葉は知っていたが、内容までは知らなかつた」の合計）が、『知らない』（「初めて聞いた言葉」の合計）を上回る結果となり、パートナーシップ制度*については、『必要だと思う』（「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」の合計）が、『必要だと思わない』（「どちらかといえば必要だと思わない」と「必要だと思わない」の合計）を上回る結果となり、導入に前向きであることが感じられます。

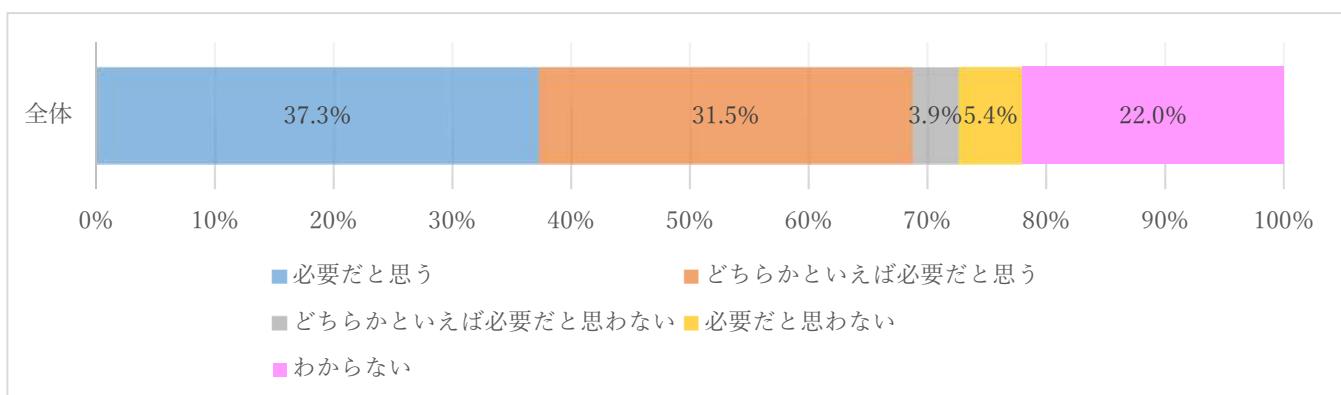
あらゆる場面において、人権や多様性を尊重し、差別や偏見をなくすことは、誰でも自分らしく過ごせるまちの実現につながります。

今後、すべての人権を尊重する社会を実現するために、パートナーシップ・ファミリーシップ制度*の導入についても検討が必要です。

※2022（令和4）年度市民アンケート調査結果：『LGBTQ*やSOGIE*の認知割合』



※2022（令和4）年度市民アンケート調査結果：『パートナーシップ制度*の必要性』



【施策の方向性】

- 関係機関と連携し、性的マイノリティ*の当事者及びその家族等に対する支援を行うとともに、市民及び企業・事業者が性的指向や性自認に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。
- 誰もが暮らしやすい環境を整えるために、公共施設におけるユニバーサルデザインの取組みを検討します。
- パートナーシップ・ファミリーシップ制度*の導入に向け、積極的に検討を進めます。

【具体的な施策と内容】

施策名	具体的な施策の内容	担当課
性的マイノリティ*当事者やその家族等に対する支援	性自認や性的指向に関わる関係機関と連携し、相談の場の設置検討	総合政策課
性の多様性に関する理解の促進	暮らしやすい環境整備を行うとともに広報誌やS N S *等を活用し理解を促進	総合政策課
多様な性自認・性的指向についての教育の促進	学校現場において、発達段階に応じた性の多様性に関する学習の実施	教育課
企業等への多様な性自認・性的指向についての理解促進	市内企業等へダイバーシティ*に対応した職場環境整備への取組みの推進啓発	産業観光課
多様な性的指向に対応できる公共施設の整備検討	「だれでもトイレ」の設置等、誰もが生活しやすいような施設の充実検討	営繕住宅課
パートナーシップ・ファミリーシップ制度*の導入検討	導入に向けた必要な調査を積極的に実施・推進	総合政策課

基本目標Ⅱ

すべての人が自分らしく力を発揮できるまち

<施策の方向1> 働く場における女性活躍推進の支援

【現状と課題】

働く場において、性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を最大限発揮できる環境づくりに取り組むことは、持続可能な社会の構築につながります。

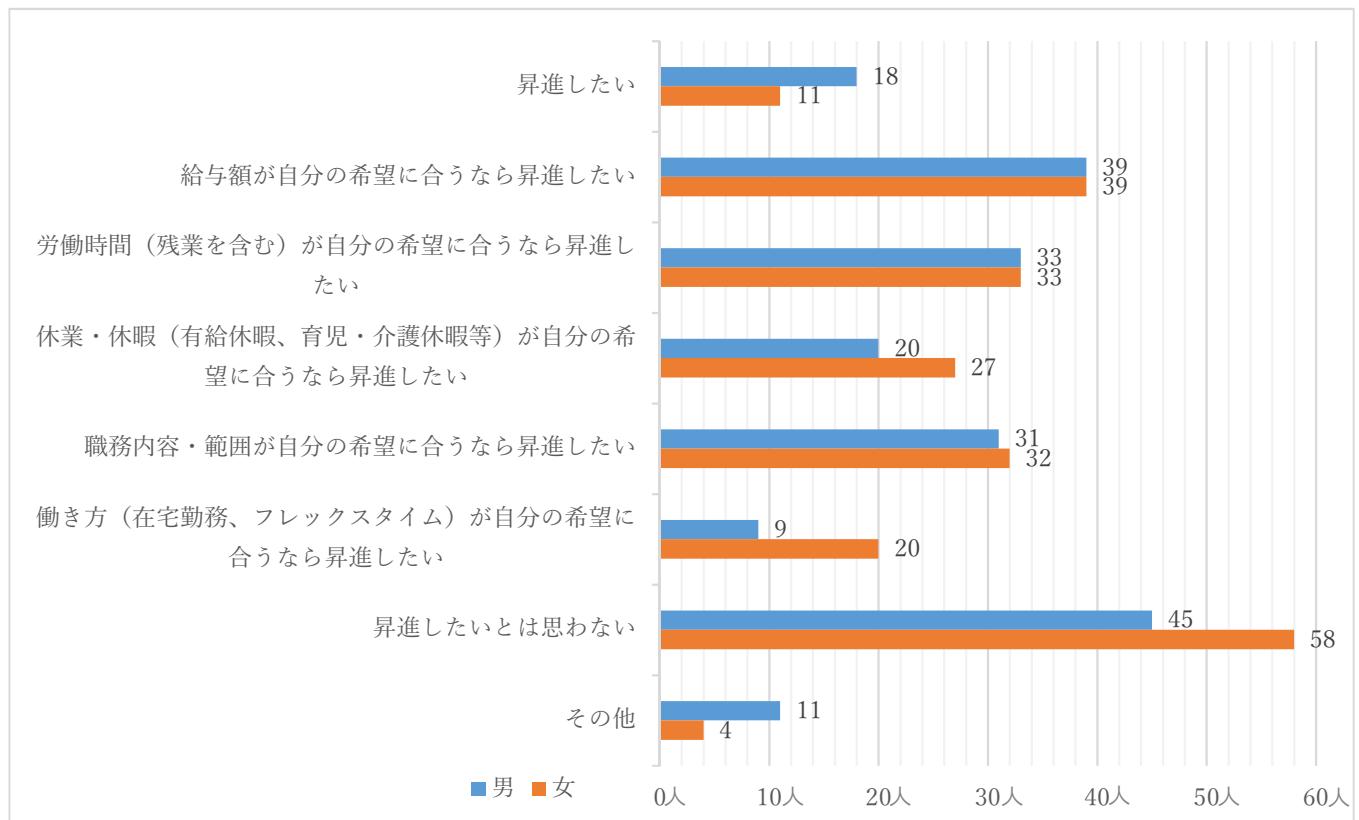
本市の25歳～40歳女性の就業率は、85.3%（2022（令和4）年6月）と法整備が進んだこともあり、高い傾向にありますが、結婚・出産等の家庭の事情により正規雇用の仕事をいったん離職すると、非正規雇用で就労する女性も少なくありません。

2022（令和4）年度市民アンケート調査によると、『昇進の希望』について、男女ともに昇進したくない気持ちがある一方で、給料及び労働時間が希望に合うなら望む人も多くいます。

働く環境の改善や性別に関係なく役職に就けることを周知する等、意識改革が必要です。

労働関係情報の提供や就業意識の啓発、再就職支援を行うほか、趣味・特技を活かした起業や本格的な会社の設立まで、様々なレベルでの起業を支援する等、生活スタイルや年代に応じた女性活躍の推進を支援する取組みが必要です。

※2022（令和4）年度市民アンケート調査結果：『昇進の希望意向』



【施策の方向性】

- 女性の活躍を支援する企業を増やすとともに、女性活躍に取り組む企業を評価する仕組みや企業における女性のキャリアアップ*に対する取組みを支援します。
- 出産・育児・介護等の家庭の事情により離職した女性の再雇用にむけて、相談窓口の充実や就職活動のための情報提供を行います。
- 女性がキャリアパス*を描いて働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、企業における取組みを支援します。
- 起業に関するノウハウを学ぶ講座の情報提供や相談できる機会を充実します。

【具体的な施策と内容】

施策名	具体的な施策の内容	担当課
女性活躍の推進に取り組む企業への支援	「えるぼし」認定*・「山梨えるみん」認定 *されている企業の先進事例を紹介、また、女性のキャリアアップ*を支援する企業の周知・支援策の推進	産業観光課
固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込みの解消	固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）がなくなるよう企業等と連携した理解の促進	総合政策課
就職に関する情報提供及び就労支援	ハローワーク、県等と連携し、就業するまでの制度等の労働関係情報及び就職に関する情報提供	産業観光課
女性の就業・再就職支援	関係機関とともに、就業等に向けたキャリアアップ*や再就職に必要なスキルを身につける講座等の活動への支援やセミナーの開催	産業観光課
女性の起業に関する支援	関係機関と連携し、起業セミナー等を実施することで女性の起業をサポート、また、女性起業家交流会や相談会を通じての地域の起業家ネットワークの構築支援	産業観光課

<施策の方向2> 意思決定過程への女性の参画

【現状と課題】

男女共同参画社会*を実現するためには、仕事・家庭・地域等、様々な場面において、意思決定過程に男女が共に参画し、平等に意見を反映させることが重要です。

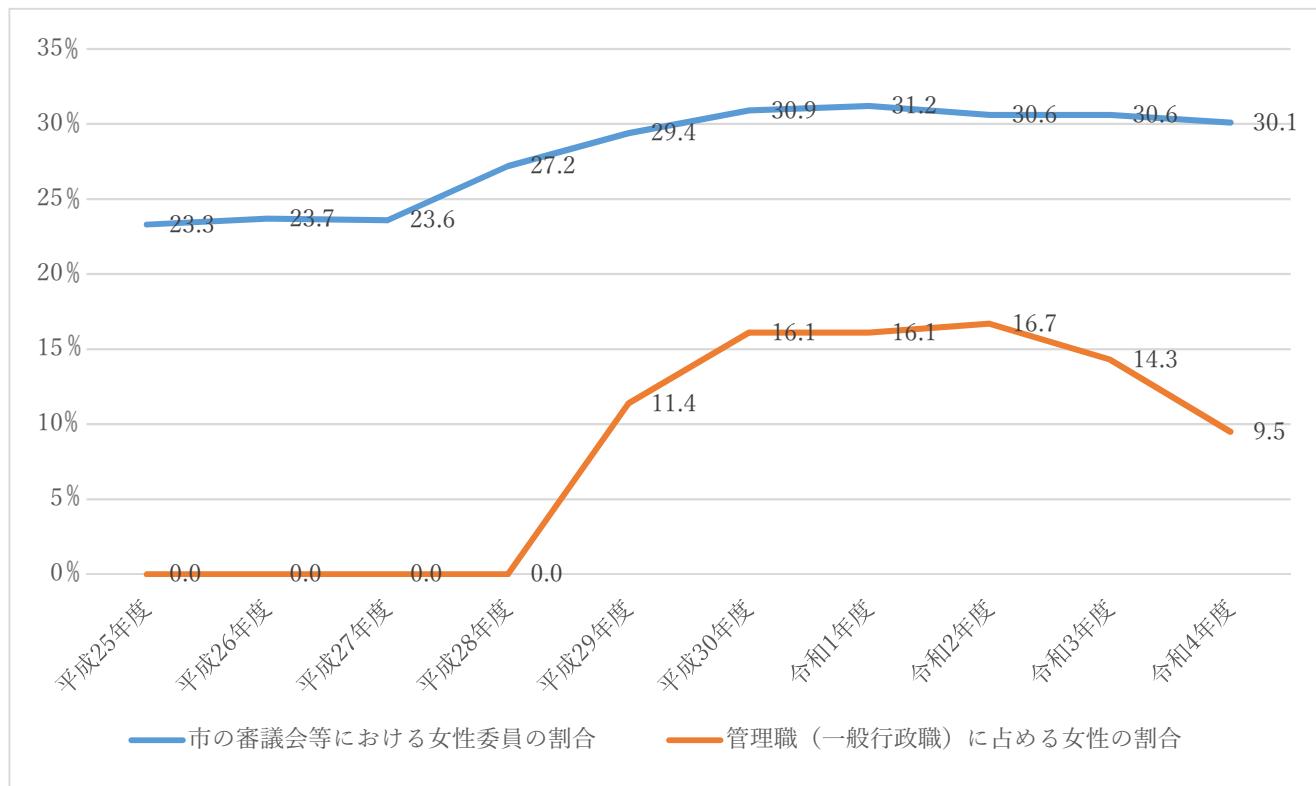
女性の意思決定過程への参画は、多様な視点や新たな価値観を取り込むことにつながり、すべての人々が暮らしやすい持続可能な社会の実現につながります。

国においては、指導的地位に占める女性の割合を2020年代の可能な限り早期に30%程度とすることとしていますが、国際的に見ても低い状況であり、市職員の管理職（一般行政職）に占める女性の割合は、9.5%（2022（令和4）年4月）に低下しており、改善する必要があります。

また、本市の審議会等の女性参画は、30.1%（2022（令和4）年4月）と第2次韮崎市男女共同参画推進計画の目標を達成しているものの、一層の取組みが求められています。

そのためにも、女性のキャリアに対する意識啓発や役員になることを阻害する社会通念、慣行、固定的な性別役割分担意識*、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）を解消し、意思決定過程への女性の参画も必要となっています。

※『市の審議会等における女性委員の割合』、『管理職（一般行政職）に占める女性の割合』の推移



【施策の方向性】

- 多様な視点や考え方を政策に反映させるため、市職員の管理職等において、セクシュアリティ*に関係なく登用します。
- 女性の視点をまちづくりに活かすとともに、女性の参画を促進するための推進協議会等を開催します。
- 固定的な性別役割分担意識*改革や慣行の見直しを行い、女性リーダーの人材育成や女性のエンパワーメント*を支援します。

【具体的な施策と内容】

施策名	具体的な施策の内容	担当課
審議会等への女性の参画推進	市の審議会における委員の構成について、女性の登用を促進し、男女どちらかの割合が30%を下回らない取組みの推進	総合政策課
まちづくりへの女性参画の促進	女性による「未来にらさき女性会議（仮称）」の立ち上げと活動	総合政策課
女性管理職の増加	「葦崎市特定事業主行動計画」により、外部研修（自治大学校、市町村アカデミーなど）への派遣や、管理職を対象とする研修への参加を積極的に行い、政策形成やマネジメント能力等の向上の推進	秘書人事課
職員の採用・育成・登用における男女平等の実現及び男女の職域拡大	「葦崎市職員人材育成基本方針」に基づき、男女の区別なく、多くの分野の職務を経験する計画的なジョブローテーションを実施するとともに、個人の能力・適正に応じた職員配置の実施	秘書人事課

<施策の方向3> 誰もが参画し活躍できる地域づくり

【現状と課題】

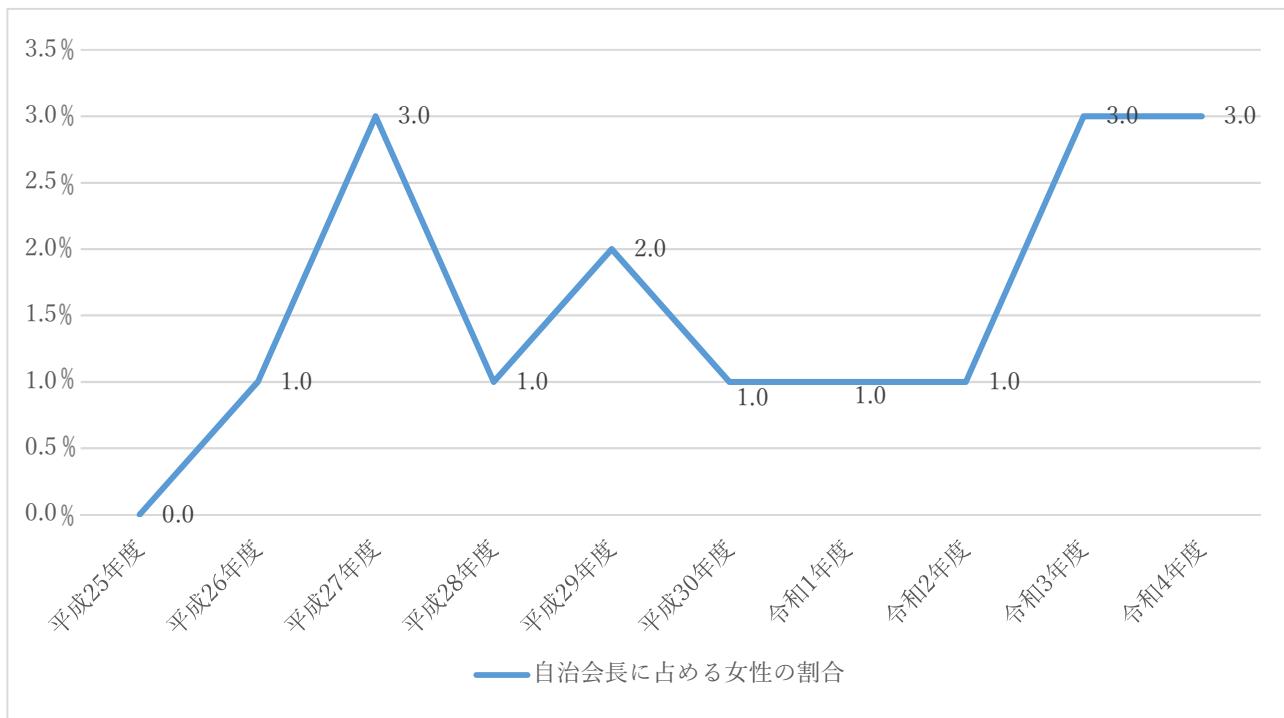
家庭や仕事と同じように、地域は人々にとって身近な居場所であり、影響を受ける場でもあります。自治会の加入率低下や役員の高齢化等の問題も生じてきています。

地域活動等において、男女共同参画を進めることは、多様な意見を反映でき、住みやすいまちづくりにつながります。

本市の自治会長に占める女性の割合は、3.0%（2022（令和4）年4月）と低い状況であり、地域の中では、「長」は、男性が務めるものという意識が強く、加えて、女性自身も固定的な性別役割分担意識*を持っているため、なかなか女性の登用が進みません。

固定的な性別役割分担意識*、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）を解消するための周知活動や女性のエンパワーメント*を支援することが重要となります。

※『自治会長に占める女性の割合』



【施策の方向性】

- 自治会等、様々な地域活動分野において、多様な視点がバランスよく取り入れられるよう、男性に対して男女共同参画への理解を促すとともに、女性リーダー育成の観点からも平等意識の向上に努めます。
- 中高年や男性の社会参加を促すため、開催形態を工夫しながら各種講座を開催し、地域の活性化を推進します。
- 男女平等や男女共同参画社会*の実現に関わる学習機会の充実とグループの育成を行います。
- 若年層の女性が、固定的な性別役割分担*にとらわれずに暮らせる環境を作ります。

【具体的な施策と内容】

施策名	具体的な施策の内容	担当課
自治会等への女性の参加促進	自治会役員向けに地域活動における男女共同参画の重要性について理解を深める啓発や研修の実施	総務課
女性リーダーの育成と支援	キャリアアップ*につながる研修会や講演会等に関する情報の周知	総務課 総合政策課
	セカンドステージ*の社会参加促進を目的とした各種講座の開催を通じ、活力を地域に活かせるような取組みの支援	長寿介護課 教育課
中高年の活動支援	男女共同参画社会*の実現に向けて活動している団体等に活動場所の提供などの支援を行い、その活動の活性化と交流の促進	総合政策課
男女共同参画に関する活動をする自主的な団体に対する支援	男女平等や男女共同参画社会*の実現に関わる活動・学習をしている市民、団体が企画する各種講座を支援するほか、市民の学習の機会の充実と若い女性グループ等の育成	総合政策課
市民企画事業の推進		

基本目標Ⅲ

すべての人が仕事も生活も大切にできるまち

<施策の方向1> 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の促進

【現状と課題】

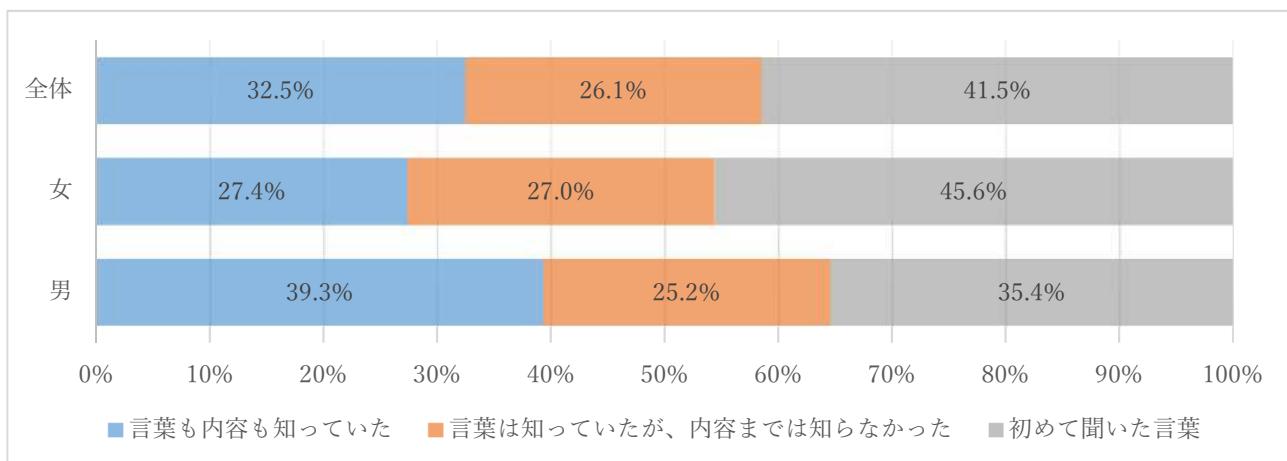
仕事と生活のどちらも充実させることによって、幸福度は増し人生を豊かに過ごすことができます。長時間労働をするなど、どちらかに偏るのではなく、仕事と生活どちらも望んでいる人に対して、個人の事情に応じた、多様な働き方を選択できる社会の実現が求められています。

2022（令和4）年度市民アンケート調査によると、『ワーク・ライフ・バランス*の言葉の認知割合』について、『知っている』（「言葉も内容も知っていた」と「言葉は知っていたが、内容までは知らないかった」の合計）が、『知らない』（「初めて聞いた言葉」の合計）を上回る結果となり、地域に広まりつつあると考えられますが、より一層認知割合を上げるとともに、企業においても取り組んでいく必要があります。

また、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワーク*等が急速に導入され、働き方も大きく変化していますが、さらに多様で柔軟な働き方が可能になるよう、職場環境づくりや周知活動が重要となってきます。

ワーク・ライフ・バランス*の推進には、変化しつつある意識をさらに向上させ、行動の変容へとつなげていく必要があります。

※2022（令和4）年度市民アンケート調査結果：『ワーク・ライフ・バランス*の言葉の認知割合』



【施策の方向性】

- すべての人にワーク・ライフ・バランス*の理解を促進します。
- 「くるみん」*や「山梨えるみん」*に認定されている企業の先進事例を紹介し、誰もが働きやすい企業を増やしていきます。
- ライフステージに合わせて使用できる休暇制度の周知を行います。
- 企業における長時間労働の見直しや多様で柔軟な働き方の普及（テレワーク*やフレックスタイム*等）を促進するために、ワーク・ライフ・バランス*の取組みを推進します。
- 市職員においては、率先してワーク・ライフ・バランス*の実現ができるよう各種施策を実施します。

【具体的な施策と内容】

施策名	具体的な施策の内容	担当課
ワーク・ライフ・バランス*に関する情報提供、普及・啓発の実施	ワーク・ライフ・バランス*に関する情報を市HPや広報等で紹介するとともに、市民に対して市内関係団体等と連携しながら、ワーク・ライフ・バランス*の普及・啓発	総合政策課
企業へのワーク・ライフ・バランス*に関する情報提供、普及・啓発の実施	市内企業に対して、ワーク・ライフ・バランス*に関する事例紹介などの情報提供や周知	産業観光課
企業において自分らしく働くことができる環境支援	県が行っている「くるみん」*等の認定取得サポートの周知、労働環境の改善やテレワーク*、フレックスタイム*等の柔軟な働き方の導入の働きかけ	産業観光課
働きやすい環境の構築	一時保育事業・ファミリーサポート事業・病児病後児保育・土曜保育事業の周知	こども子育て課
市における育児・介護休暇の取得促進	ワーク・ライフ・バランス*が行える職場環境を整えるとともに、各種休暇制度の情報をハンドブックなどを使って周知（管理職員の「イクボス*宣言」により、職員の意識改革や職場環境の改善）	秘書人事課
市における特定事業者主行動計画の推進	女性職員の活躍推進・育児休業等を取得しやすい環境整備（男性の子育て支援の休暇取得推進）・働き方改革などの次世代育成支援の推進	秘書人事課
市における柔軟な働き方の促進	すべての職員がワーク・ライフ・バランス*を実感できるよう、育児短時間勤務や育児休業、また、高齢者の部分休業など様々な勤務形態を選択できる環境整備の推進	秘書人事課

<施策の方向2> 男女が共に向き合う家事・育児・介護の推進

【現状と課題】

すべての人が子育てや介護を理由に離職することなく継続して働き続けることは、個人の経済的な自立や自己実現、自分らしく暮らすことにつながります。

しかし、近年は子育てと親の介護が重なり、これまで以上に就業や復職を諦めざるを得ないケースが増加し、2022（令和4）年度市民アンケート調査によると、離職した女性のうち家庭の事情（「結婚のため」・「子育てのため」・「介護のため」・「家族のため」の合計）が過半数を超える結果でした。

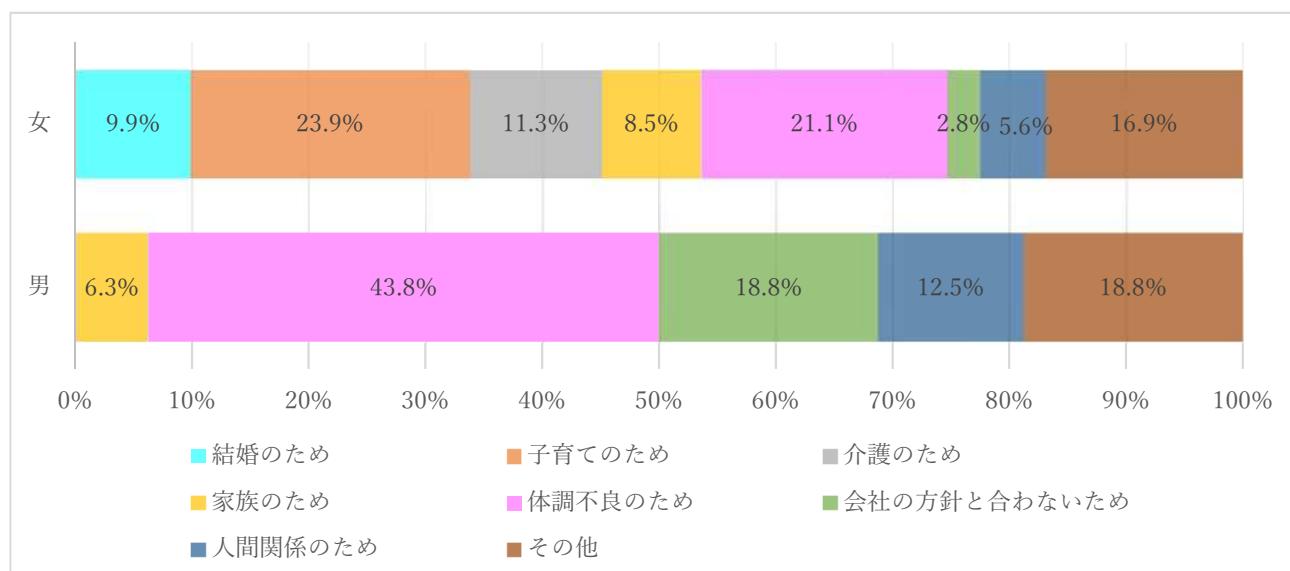
一方男性は、『体調不良』が最も高く、男女間で大きな差がありました。

誰もが働きながら安心して子育てや介護をするためには、制度等の情報提供や相談窓口の充実、周囲の理解が必要です。

すべての人が安心して家事・育児・介護に参画できるよう、地域や企業等、様々な場面において男性の積極的な参加を普及啓発します。

さらに、子育てを充実させるために子ども子育て支援条例*の制定についても、検討を行っていく必要があります。

*2022（令和4）年度市民アンケート調査結果：『離職理由』



【施策の方向性】

- すべての人が安心して家事・育児・介護に参画できるよう、子育てや介護について支援を行うとともに、その環境を整備し、また実現に向けた基盤づくりを進めます。
- 子ども子育て支援条例*について検討します。

【具体的な施策と内容】

施策名	具体的な施策の内容	担当課
男性の家事・育児・介護等への参画の推進・啓発	父親が参加する両親学級や育児・介護講座等で男女共同参画の意識啓発を行い、男性の家事・育児・介護参加の推進・啓発	総合政策課 健康づくり課
育児や介護休暇等の取得促進	育児・介護休暇制度等に関する情報提供及びすべての人気が希望通りに育児休業や介護休業の取得をできる支援	総合政策課 健康づくり課 長寿介護課
子育て支援ネットワークの充実	地域の子育て関係機関等とネットワークを構築し、子育て事業の共同開催や事業協力・情報交換、また、子育て講座の開催や情報誌の発行などの取組みの推進	こども子育て課
多様なニーズに応える子育て支援事業の充実・周知	子育て訪問相談事業・育児相談・子育て支援センターの充実・周知	こども子育て課
保育所の運営充実	子育ての支援を行うとともに、子ども一人ひとりの健やかな育ちを支援するため、延長保育、産休明け保育、障がい児保育等、多様化する保育ニーズへの対応検討	こども子育て課
子育て支援の充実、子ども子育て条例の検討	関係機関と連携し、虐待を受けている子どもや支援を要する家庭を早期発見し、適切な支援の実施及び虐待防止等に向けた広報、啓発活動の強化、また、子ども子育て条例についての調査検討	こども子育て課
安心して介護できる体制づくり	質・量ともに充実した介護サービスにより、介護者が要支援・要介護者の日常生活を支えながら仕事を継続し、社会参加できる体制を整備及び認知症サポーター養成講座の周知	長寿介護課

<施策の方向3> より弱い立場の人が直面する困難に対する支援

【現状と課題】

社会情勢の急激な変化の影響により、非正規雇用や単身世帯、ひとり親世帯等が増え、貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。

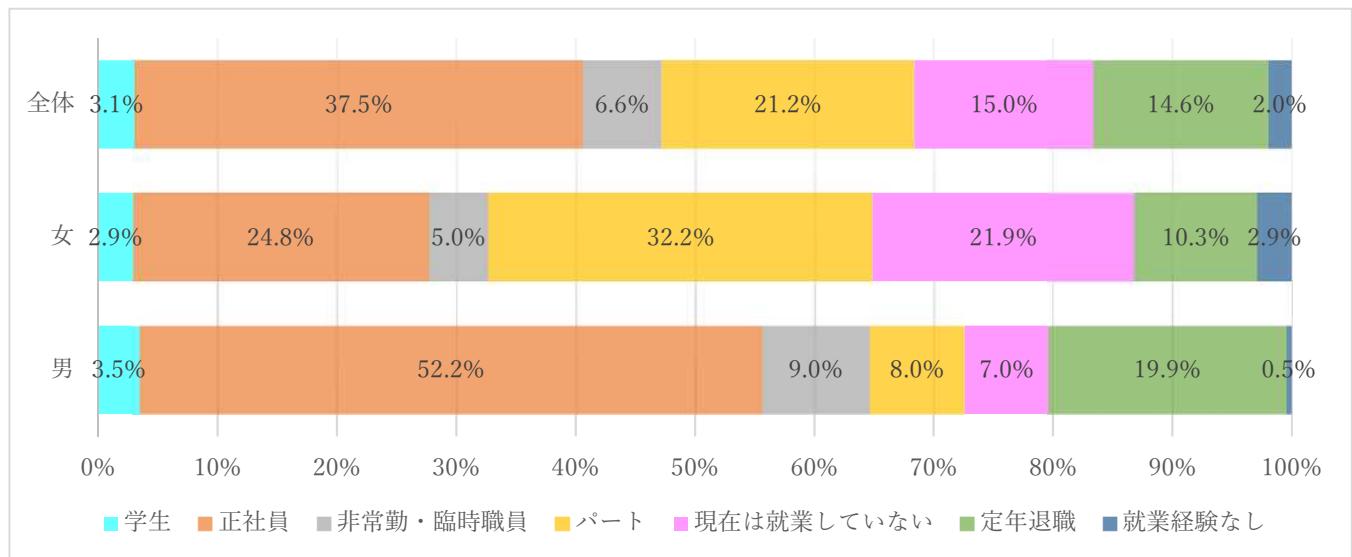
特に女性は、男性に比べて正規雇用者が少なく、2022（令和4）年度市民アンケート調査においても、『非正規』（「非常勤・臨時職員」と「パート」の合計）が『正社員』を上回る結果となり、男女間で大きな差があります。

正規雇用者に比べ非正規雇用者は、社会情勢の影響を受けやすく、貧困等生活上の困難に陥ることが危惧されます。

さらに、貧困等は世代間の連鎖がされやすく、断ち切るためにも生活困窮世帯の子どもへの就学援助等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が重要です。

本市においても、生活困窮者やひとり親家庭等の生活全般の安定を図るとともに、切れ目のない支援や見守り、心のケアを行う環境づくり等、安心してそれが自分らしく暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

※2022（令和4）年度市民アンケート調査結果：『就業状況』



【施策の方向性】

- 相談窓口の充実や県等の相談電話の周知活動を強化し、自立した生活が送れるようサポートします。
- 学校、民生委員、児童委員、児童相談所等、関係各所と連携し、生活上困難を抱えた家庭が安心して暮らせるよう支援を行います。
- 困難な問題を抱える人に対して、人権が尊重され安心して暮らし、経済的自立ができるよう支援を行います。
- 関係団体等と連携しながら相談できる環境を整え、ヤングケアラー*の早期発見に努め、すべての子どもが健やかに成長できるよう支援を行います。

【具体的な施策と内容】

施策名	具体的な施策の内容	担当課
生活困窮者の支援	生活困窮者に対する相談支援を充実させ、関係各所と連携し就業や社会参加、生活の自立に向けた取組みの実施	福祉課
生活困窮世帯の子どもの支援	生活上困難を抱えた家庭の子どもが充実した教育を受け、様々なことに挑戦できるよう、関係各所と連携した支援の充実	福祉課 教育課
ヤングケアラー*への支援	ヤングケアラー*の実態把握に努めるとともに、ヤングケアラー*に対する認識と理解の促進及び関係機関と連携を図り必要な支援を実施	福祉課 教育課
高齢者が安心して暮らせる環境整備	高齢者が家庭・地域で安心して暮らせるよう、高齢者虐待の対応強化	長寿介護課
消費者の安心を守る制度整備	関係団体や部署と連携し、市民の様々な消費者被害の防止及び対策強化の実施	産業観光課
障がい者が安心して暮らせる環境整備	就労支援をはじめ、障がいのある人が積極的に社会参画できる支援策の検討、また、相談業務等を通じた家族等への支援を進めるとともに、障害者差別解消法の推進	福祉課
働きづらさ、生きにくさを感じている人々への支援	様々な人間関係のトラブルや心身の不調、悩みを抱え、働きづらさや生きにくさを感じている人々への相談等の充実	福祉課
ひとり親家庭への自立支援	経済的困難に陥りやすいひとり親家庭に対しての就労支援等の推進	福祉課 こども子育て課
困難な問題を抱える人への支援	関係機関と連携を図り、早期発見から切れ目のない支援の推進	福祉課

基本目標IV

すべての人が安全・安心で健やかに暮らせるまち

＜施策の方向1＞ あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実

【現状と課題】

すべての人が安全・安心で健やかに暮らせるまちにするためには、配偶者等からの暴力（DV*）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ*）、性暴力など、あらゆる暴力を根絶するとともに、国籍や年齢、セクシュアリティ*の違い、障がいの有無等に関わりなく、すべての人権が尊重され、多様性を理解し受け入れられることが必要です。

特に、配偶者や恋人関係等の親しい関係にある人からの暴力は、犯罪であり重大な人権侵害であるという認識が、社会全体で一致していないのが現状です。

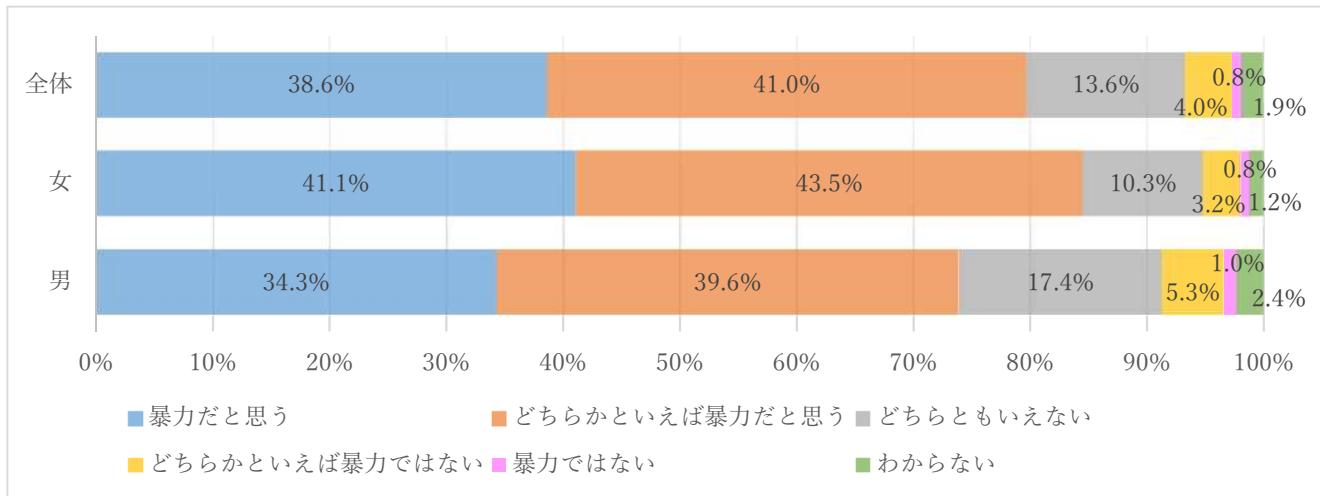
2022（令和4）年度市民アンケート調査によると、『おだやかに説明してもわからないので怒鳴る』について、『暴力だと思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合は、男女間で差があります。

『しつけ目的として親が子どもに暴力を振るうのは仕方ない』についても、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合は、差があり「子どもの権利*」の理解を促し、守っていく必要があります。

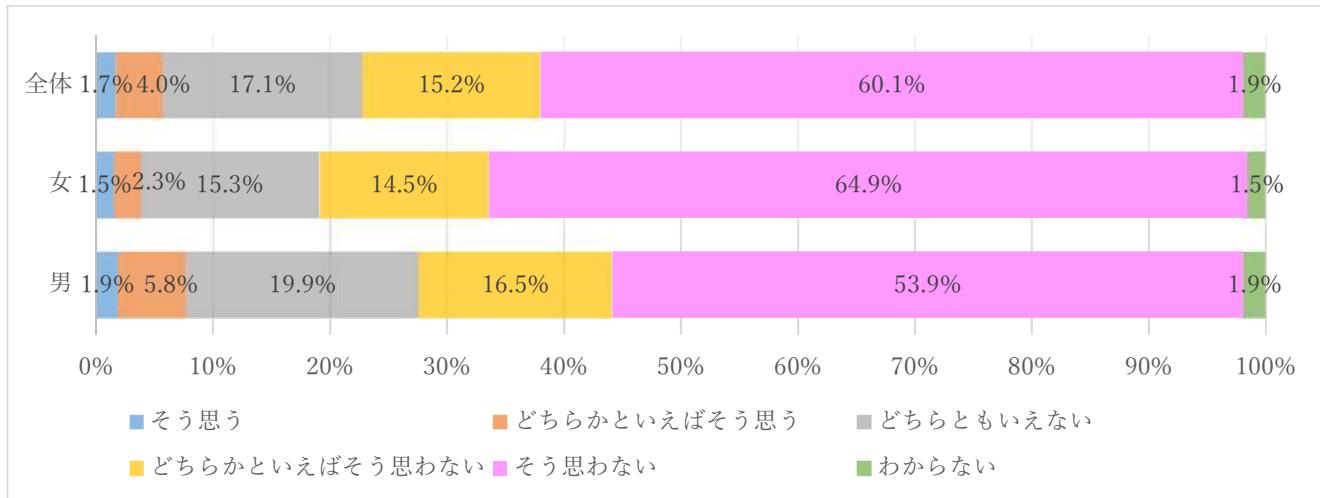
新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛等の影響で、暴力（DV*）の被害者と加害者双方が家庭で過ごす時間が長くなるため、被害者の増加が懸念されています。

被害が深刻化する前に、相談と保護を行い、自分らしさを取り戻せるよう安全の確保や心のケア、経済的自立などを支援する必要があり、暴力に気づいた周囲の人が関係機関に連絡をしたり、被害を受けた人が迷わず相談し、心身を守れるよう、配偶者等暴力被害防止の啓発や相談窓口の充実とともに、周知することも重要です。

※2022（令和4）年度市民アンケート調査結果：『暴力の考え方～おだやかに説明してもわからないで怒鳴る～』



※2022（令和4）年度市民アンケート調査結果：『暴力の考え方～しつけ目的として親が子どもに暴力を振るうのは仕方ない～』



【施策の方向性】

- 関係団体等と連携し、暴力やハラスメント*等の防止に向けて、理解促進を図るための講演会等による周知活動を行います。
- 暴力やハラスメント*等は、固定的な性別役割分担意識*や社会的地位、経済力等の差を背景にして起こる構造的な社会問題だということを踏まえて、男女平等意識と「子どもの権利*」の理解促進を図ります。
- 暴力に対しては、相談しやすい環境をつくり、関係団体等と連携しながら、早期発見から自立まで切れ目のない支援をするとともに、当事者（被害者・加害者）が自尊心を回復し、自分のための意思決定ができるよう心のケアを含めた支援を行います。

【具体的な施策と内容】

施策名	具体的な施策の内容	担当課
DV*・ストーカー行為等暴力の予防と根絶に向けての普及・啓発の推進	DV*、ストーカー行為等の人権を侵害する暴力の予防と根絶に向け、何が加害行為になるか等の発信等を行い、加害者を生まないための普及・啓発、また、若年層に向けて啓発を重点的に実施し、学校における人権教育でもデータDV*について啓発を実施	総合政策課 福祉課 教育課
若年層に対する回復プログラムの実施	様々な暴力の当事者（被害者・加害者）になった人に対して、関係団体と連携しながら当事者が回復できるような支援の実施	福祉課 教育課
暴力被害の支援相談窓口の充実	相談を受けた際にDV*を見逃さず、適切な支援につなげられるよう、DV*の潜在に注意した対応を行い、相談窓口の周知及び相談しやすい環境づくりの促進	福祉課
子どもの虐待防止のための取組みの推進	「要保護児童等対策地域協議会」を開催し、子どもの虐待防止に関する関係機関との相互連携の強化、また、「子どもの権利*」の周知を行うとともに、子どもの虐待の相談・通告に対応し、虐待の未然防止・早期発見及び被虐待児童の救済	こども子育て課 教育課
被害者支援及び保護体制の充実	関係団体との連携を強化し、被害者の早期発見から自立支援まで心のケアを含めた支援	福祉課
被害者の生活再建支援	被害者が、安全で安心して生活再建ができるよう、シェルター・ステップハウス*の利用について民間団体等と連携するとともに様々な観点からの必要な自立支援の実施	福祉課
被害者の子どもへの支援	被害者の子どもの保育・教育等に関する支援、情報の適正な管理等を関係機関と連携強化	こども子育て課 教育課
様々なハラスメント*に関する啓発・相談の充実	セクハラ*、マタハラ*等ハラスメント*防止のための啓発・周知を図るとともに、安心して相談できる相談体制の充実	総合政策課 福祉課
女性が力を發揮しやすい職場づくりのための情報提供、普及・啓発の推進	雇用形態が多様化する中で、働き方の違いにより賃金や待遇に不利益が生じないよう、ハローワークとの連携強化、また、事業者に対し雇用均等促進の情報や資料の提供を行い、「セクハラ*の防止」「同一価値労働の男女及び正規・非正規の賃金格差解消」等の理解促進	産業観光課

<施策の方向2> 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

【現状と課題】

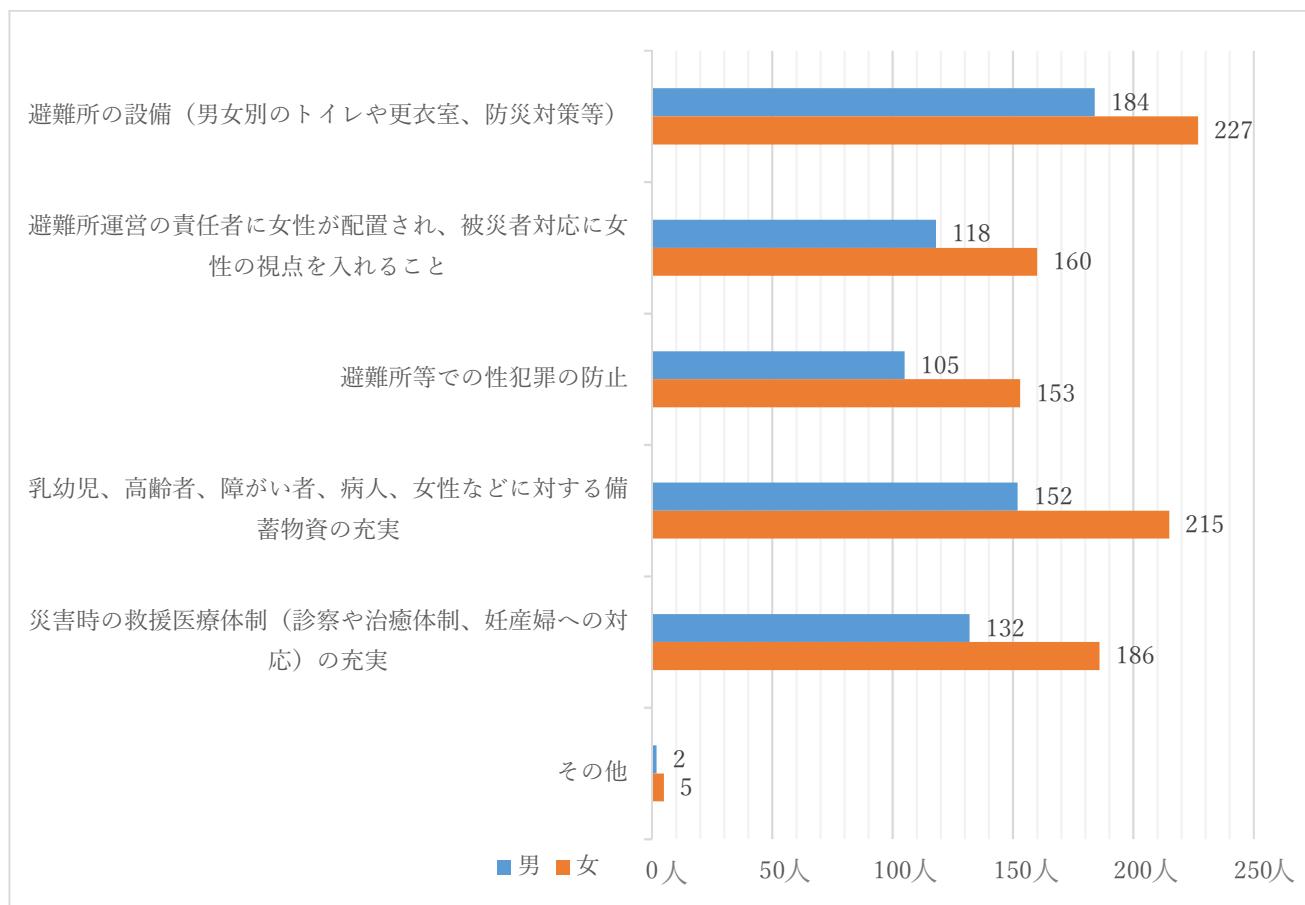
自治会役員や地域減災リーダー等の防災組織のリーダーは、男性が多く活躍しており、意思決定の場に女性が少ないため、すべての人に配慮した防災対策が十分とはいえない状況です。

避難所生活では、固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）があり、効率的に運営ができなかったり、無理をして体調を壊した事例もあります。

2022（令和4）年度市民アンケート調査によると、『災害時に男女共同参画の視点を入れた避難所を開設するために必要なこと』について、避難所の設備（男女別のトイレや更衣室、防災対策等）が最も求められており、施設整備の充実を行なう必要があります。

また、女性は炊き出し、男性は指示役等、固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）を解消し、できる人ができるこを行なうことが、肉体的にも精神的にも大切という考え方を周知することが必要です。

※2022（令和4）年度市民アンケート調査結果：『災害時に男女共同参画の視点を取り入れた避難所を開設するために必要なこと』



【施策の方向性】

- 女性の視点を取り入れ、多様な避難者に対応できる防災体制づくりを推進します。
- 防災組織への女性の参画促進や女性、妊婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ*者等に配慮した避難所運営に取り組みます。

【具体的な施策と内容】

施策名	具体的な施策の内容	担当課
防災対策への男女共同参画の視点の導入と女性の参画促進	避難所ごとに備える「避難所運営マニュアル」の作成の際、妊産婦・障がい者・高齢者など災害時要援護者に配慮するとともに、女性消防協力隊を中心とした女性防災リーダーの育成強化	総務課
男女共同参画の視点に立った防災	防災分野における男共同参画の視点を周知するとともに、女性の視点の必要性について理解促進	総務課
自主防災組織の男女共同参画の促進	各地区においてセクシュアリティ*に関係なく、協力し合う体制の構築とともに女性リーダー登用の促進	総務課

<施策の方向3> 生涯にわたるこころとからだの健康づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会*の実現には、男女がお互いの性差を十分に理解し合い、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送れることも必要です。

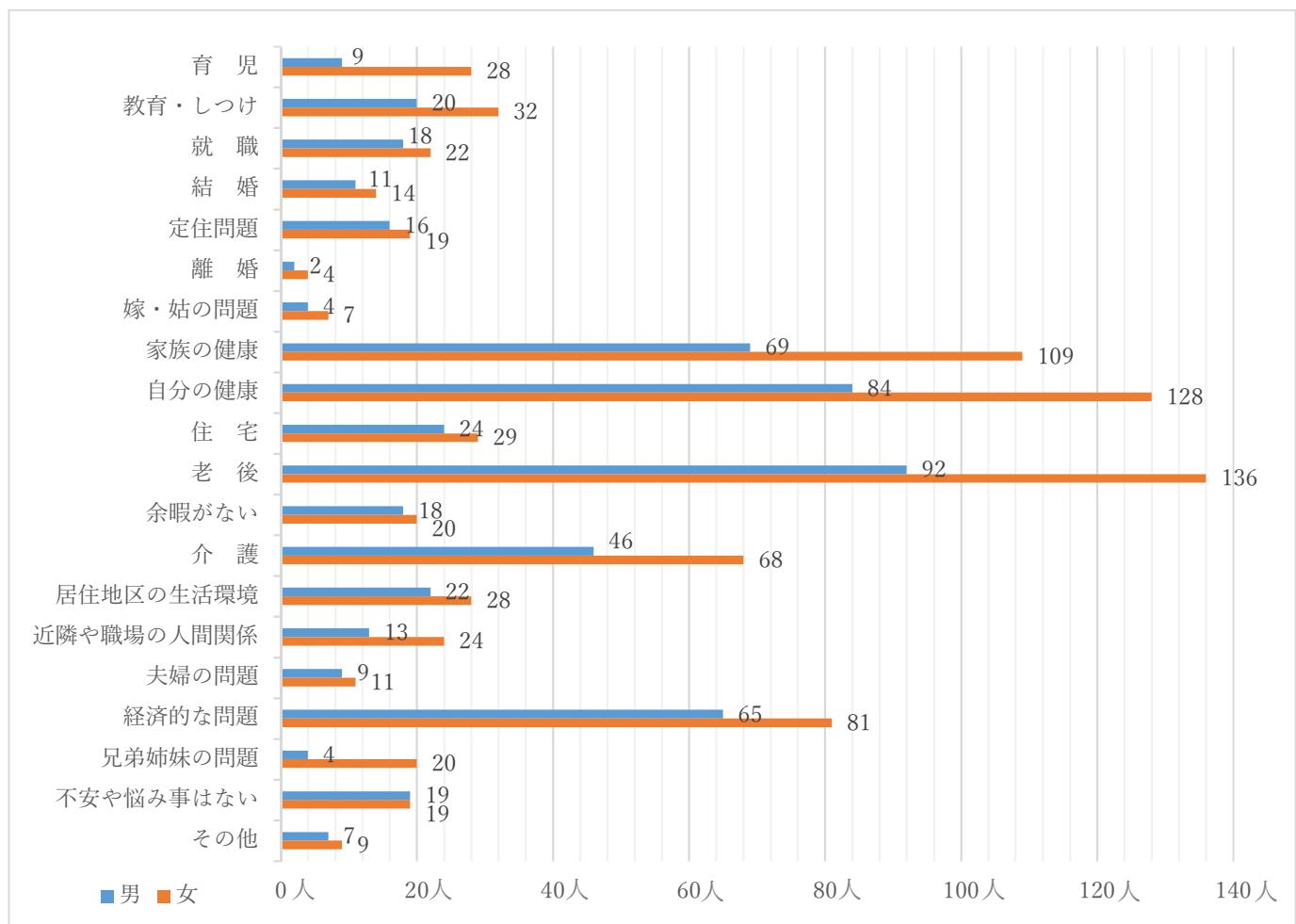
特に、女性は妊娠・出産に関連した男性と異なる健康上の悩みに直面することから、女性の生涯を通じた健康への権利が、重要な人権の一つであるという認識を広く周知するとともに、検診の重要性を伝え、生活スタイルや年代に合わせたサポートが必要です。

2022（令和4）年度市民アンケート調査によると、『今の生活での不安や悩み事』では、健康について（「自分の健康」と「家族の健康」の合計）が最も多く、改善していく必要がある分野といえます。

また、青少年に対して、自分自身で予防し、長く健康的な生活が送れるよう、エイズ等の性感染症、喫煙、飲酒、薬物乱用等、発達段階に応じた正しい知識を早い段階から普及することが必要です。

人生100年時代を迎え、生涯を通じて健康で豊かな生活が送れるよう、ヘルスリテラシー（健康について最低限知っておくべきこと）*の考え方を普及させ、性差等を踏まえた心身及び健康についての意識の啓発、生活習慣病予防や各種検診の受診を推進することが必要です。

※2022（令和4）年度市民アンケート調査結果：『今の生活での不安や悩み事』



【施策の方向性】

- 青少年に対する相談体制を充実するとともに、子どもが正しい保健や性に関する知識を持つよう、発達段階に応じた周知啓発を進めます。
- 妊婦保護の重要性について、広く周知を行うことにより理解促進を図り、出生前から出生後まで一貫した保健サービス及び相談体制の充実を推進します。
- 性差に応じた適切な保健医療サービスの情報提供やライフプラン形成のため、健康相談とともに検診の充実を目指します。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*について、年代に応じた包括的性教育*を推進します。

【具体的な施策と内容】

施策名	具体的な施策の内容	担当課
出産に関する健康管理支援	母親父親の心身の健康を守るため相談窓口の充実	健康づくり課
妊婦保護の理解を促進	広報誌やSNS*等を活用して妊婦保護の理解促進	健康づくり課
不妊対策の支援	不妊や不育で悩んでいる夫婦に対しての相談窓口の充実	健康づくり課
性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*の啓発と包括的性教育*の推進	健康づくり課 教育課
感染症・薬物等からの青少年保護	エイズ等の性感染症や喫煙、飲酒、薬物乱用等の禁止など、発達段階に応じた周知啓発	健康づくり課 教育課
青少年に対する健康支援	成長曲線から著しく外れた児童生徒に対して対応を行うとともに、相談できる体制を整備	教育課
性差を考慮した保健サービスの充実	次世代を担う若い世代から更年期・高齢期までの健康づくりや生活習慣病予防など、ライフステージに応じた健康づくりを支援	健康づくり課 長寿介護課
各種健康診査の実施・普及啓発	生涯を通じた健康づくりを支援していくために、各種健康診査やがん検診等の実施、健康教室、講習会等を通じた普及啓発及び健康ポイントの周知	健康づくり課
健康体制の充実	年齢に応じた健診や発症リスクが高い病気の周知を行い、ヘルスリテラシー（健康について最低限知っておくべきこと）*を向上させ、市民が健康に過ごせる支援	健康づくり課

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内体制の充実

男女共同参画の施策は、人権、子育て、福祉、産業、教育など市政のあらゆる分野にわたります。

本計画の推進にあたりましては、庁内関係部署が協力し、関係機関や民間企業と連携を図り、男女共同参画の充実を図ります。

(2) 茅崎市男女共同参画推進委員会

各地区から推薦されるなど市民の代表者から組織された本委員会において、定期的に会議を開催し、本計画の実施状況や男女共同参画の推進に必要な事項についての意見や提言をまとめ、適宜、施策へ反映させます。

また、事務局となる総合政策課において、男女共同参画推進委員会と庁内体制との一層の連携強化を図っていきます。

2 計画の周知と進行管理

(1) 計画の周知

本計画は、市広報やホームページをはじめ、様々な媒体を活用し、その取組みや事業の進捗状況について、広く周知に努めます。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理につきましては、庁内関係部署におけるP D C Aサイクルに基づき、毎年度取組みについて茅崎市男女共同参画推進委員会とともに点検、評価を行い、常に改善を図ります。

3 成果指標

項目	初期数値	目標値 (令和8年度)
基本目標Ⅰ すべての人に男女共同参画意識が浸透するまち		
施策の方向1 男女共同参画の実現に向けた意識改革の推進		
① 社会全体について男女平等と答えた人の割合		
	15.2% (2022年7月)	30.0%
② 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に反対と考える人の割合		
	58.8% (2022年7月)	70.0%
③ 男女共同参画についての地域や企業に向けての啓発活動件数		
	0件/年 (2021年度)	20件/年
施策の方向2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進		
④ 学校現場において男女平等を充分教えている教職員の割合		
	18.8% (2022年12月)	50.0%
⑤ 包括的性教育*の教職員の認識割合（言葉も内容も知っている）		
	20.5% (2022年12月)	50.0%
⑥ 18～29歳の若年層データDV*の認知割合		
	61.4% (2022年7月)	70.0%
施策の方向3 多様な生き方が尊重される意識の浸透		
⑦ 「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という育て方に反対する人の割合		
	22.7% (2022年7月)	50.0%
⑧ L G B T Q*とS O G I E*についての認識割合（言葉も内容も知っている）		
	43.5% (2022年7月)	L G B T Q* 60.0% S O G I E* 60.0%
⑨ パートナーシップ・ファミリーシップ制度*に賛成する人の割合		
	68.8% (2022年度)	80.0%

*⑨については、パートナーシップ・ファミリーシップ制度*を導入した場合には、目標を見直します。

項目	初期数値	目標値 (令和8年度)
基本目標Ⅱ すべての人が自分らしく力を発揮できるまち		
施策の方向1 働く場における女性活躍推進の支援		
⑩ 職場について男女平等と答えた人の割合		
	34.3% (2022年7月)	50.0%
⑪ 25～40歳（子育て世代）における女性の就業率		
	85.3% (2022年6月)	90.0%
⑫ 女性活躍推進に取り組む「山梨えるみん*」認定市内企業数		
	2社 (2022年4月)	5社
施策の方向2 意思決定過程への女性の参画		
⑬ 「男性の方がリーダーに向いている」と思わない人の割合		
	20.5% (2022年7月)	50.0%
⑭ 市の管理職（一般行政職）に占める女性の割合		
	9.5% (2022年4月)	20.0%
⑮ 市の審議会等における女性委員の割合		
	審議会 30.1% 委員会 14.3% (2022年4月)	審議会 40.0% 委員会 20.0%
施策の方向3 誰もが参画し活躍できる地域づくり		
⑯ 地域活動の場について男女平等と答えた人の割合		
	27.5% (2022年7月)	50.0%
⑰ 自治会長に占める女性の割合		
	3.0% (2022年4月)	10.0%
⑱ 地域における10代～20代女性の転入超過数		
	-78人 (2021年)	-40人

項目	初期数値	目標値 (令和8年度)
基本目標Ⅲ すべての人が仕事も生活も大切にできるまち		
施策の方向1 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の促進		
⑯ 「くるみん」*認定企業の数		
	2社 (2022年4月)	4社
⑰ 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の認知割合（言葉も内容も知っている）		
	32.5% (2022年7月)	60.0%
⑱ 芦崎市ファミリー・サポート・センター会員数		
	456人 (2021年度)	550人
施策の方向2 男女が共に向き合う家事・育児・介護の推進		
⑲ 「男性が家事・育児を行うこと」に賛成する男性の割合		
	家事 89.5% 育児 90.9% (2022年7月)	家事 95.0% 育児 95.0%
⑳ 男性の育児休業取得助成事業の活用会社・従業員数		
	0社・2名 (2021年度)	5社・10名
㉑ 認知症サポーター養成講座受講者数		
	5,759人 (2021年度)	女 4,500人 男 3,200人
施策の方向3 より弱い立場の人が直面する困難に対する支援		
㉒ 福祉総合相談窓口の認知割合		
	—	70.0%
㉓ 生活困窮者の相談件数		
	92件 (2021年度)	現状把握した上で、 課題解決に努める
㉔ 家族の中であなたがお世話をしている人が「いる」と回答した児童生徒数		
	60人 (2021年度)	現状把握した上で、 課題解決に努める

項目	初期数値	目標値 (令和8年度)
基本目標IV すべての人が安全・安心で健やかに暮らせるまち		
施策の方向1 あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実		
②⑧ DV防止法の認識割合（言葉も内容も知っている）		
	45.7% (2022年7月)	60.0%
②⑨ DV*等の相談件数		
	1件 (2021年度)	現状把握した上で、課題解決に努める
⑩ 若年層のDV防止のための人権教育を開催している小中学校数		
	0校 (2021年度)	7校
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進		
⑪ 総務課危機管理担当職員に占める女性の割合		
	20.0% (2022年4月1日)	40.0%
⑫ 市の防災会議の委員に占める女性の割合		
	14.3% (2022年4月)	30.0%
⑬ 女性消防協力隊の隊員数		
	23人 (2022年4月)	30人
施策の方向3 生涯にわたるこころとからだの健康づくり		
⑭ 健康ポイントについて20ポイント達成した者の数		
	217人 (2021年度)	300人
⑮ 特定健診受診率（40～74歳）（国保加入者）		
	49.0% (2021年度)	60.0%
⑯ 子宮頸がん・乳がん検診率（国保加入者）		
	子宮頸がん 19.7% 乳がん 29.1% (2022年4月)	子宮頸がん 30.0% 乳がん 35.0%

第6章 参考資料

1 計画の策定経過

年	月 日	内 容
2022（令和4）年	6月2日	第1回 男女共同参画推進計画策定委員会の開催 ・第2次韮崎市男女共同参画推進計画の概要説明 ・第3次韮崎市男女共同参画推進計画について 策定方針（案）について アンケート調査について
	6月10日から 7月 1日まで	男女共同参画に関する市民アンケートの実施
	7月28日	第2回 男女共同参画推進計画策定委員会の開催 ・アンケート結果について ・アンケートを基にした計画素案について
	9月30日	第3回 男女共同参画推進計画策定委員会の開催 ・アンケート結果の分析について ・計画書案について
	11月21日	第4回 男女共同参画推進計画策定委員会の開催 ・計画書案について ・小中学生へのアンケート調査について
	12月 6日から 12月21日まで	教職員への男女共同参画に関するアンケートの実施
2023（令和5）年	1月25日	第5回 男女共同参画推進計画策定委員会の開催 ・教職員へアンケート結果の分析について ・計画書案について
	2月 3日から 2月27日まで	パブリックコメント実施

2 菅崎市男女共同参画推進計画策定委員会委員名簿

.....

氏 名	所属団体等	備 考
清水 長 宏	菅崎市人権擁護委員 グループ長	会 長
浅川 節 子	菅崎市女性団体連絡協議会 会長	副 会 長
平賀 高 茂	菅崎市人権擁護委員 男女共同参画委員	
山本 幸 子	菅崎市女性団体連絡協議会 理事	
細川 光 世	菅崎市女性団体連絡協議会 理事	
内藤 一 美	菅崎市男女共同参画推進委員会 委員長	
清水 雅 美	菅崎市男女共同参画推進委員会 副委員長	
作地 敏 恵	菅崎市男女共同参画推進委員会 副委員長	
曾雌 政 彦	菅崎市地区長連合会 副会長	
松本 恵 子	菅崎市中央公民館 主事	
齊木 美 和	菅崎市子育て支援センター にらちび 副センター長	
望月 理 子	NPO 法人 エンパワメントアフロッキー 代表理事	
安里 高 祐	青少年育成プラザ Miacis 事務局長	
佐々木 啓 二	株式会社ササキ 代表取締役社長	

(敬称略)

3 男女共同参画に関する主な動き

.....

年度	国連	日本	山梨県	韮崎市
1945 (S20)	・国際連合誕生 ・国連憲章採択	・婦人参政権の実現		
1946 (S21)	・婦人の地位委員会の発足	・第22回総選挙で初の夫人参政権行使 ・「日本国憲法」公布(男女平等の明文化)		
1947 (S22)		・第1回参議院議員選挙(女性議員10人当選)	・第1回参議院議員選挙(平野成子氏当選)	
1948 (S23)	・「世界人権宣言」採択			
1949 (S24)		・第1回婦人週間(4月10日～16日)		
1952 (S47)	女性の参政権に関する条約採択	・国内行動計画策定		
1972 (S47)	・1975年を「国際婦人年」に決定			
1974 (S49)	・国連婦人の地位委員会で国際婦人年活動計画を採択	・外務省が国際婦人都市のための関係各省庁連絡会議を設置		
1975 (S50)	・国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」設置 ・「国際婦人年記念日本婦人問題会議」開催		・「韮崎消費生活研究会」設立
1976 (S51)	・「国連婦人の十年」(~1985)	・「育児休業法」の施行(女子教育職員、看護婦、保母等) ・民法離婚復氏制度の改正(離婚後も婚姻中の氏を使える) ・労働省「第1回日本婦人問題会議」の開催		
1977 (S52)		・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」の策定 ・労働省「若年定年制・結婚退職制等改善年次計画」の策定 ・総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」を決定 ・国立婦人教育会館開館		
1977 (S53)		・総理府「国内行動計画第1回報告書-婦人の施策と現状-」の公表	・2月定例県議会「婦人問題企画推進に関する請願」採択 ・県民生活局に婦人問題担当窓口設置 ・婦人問題庁内連絡会議設置 ・山梨県婦人問題懇話会設置	・「韮崎生活学校」設立

年度	国連	日本	山梨県	韮崎市
1979 (S54)	・「国連婦人の十年E S C A P地域会議」(ニューヨーク) ・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	・法務省「相続に関する民法改正要綱試案」公表	・「婦人問題に関する意識と実態の調査」実施	・「食生活改善推進員会」設立
1980 (S55)	・O E C D 「婦人の雇用に関するハイレベル会議」 ・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・総理府「国内行動計画第2回報告書-婦人の施策と現状-」の公表 ・「女子差別撤廃条約」署名 ・総理府「国連婦人の十年中間年全国会議」 ・民法の一部を改正(配偶者の相続分1/3から1/2へ)	・青少年婦人対策課を設置 ・12月県議会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の順賛を求める請願採択	
1981 (S56)		・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行(配偶者の相続分引き上げ等) ・「国内行動計画後期重点目標」策定 ・労働省「パートバンク」設置 ・法務省「法制審議会に国籍法部会」設置	・「山梨県婦人行動計画」策定 ・市町村事務分掌規則(準則)一部改正(婦人行政の総合企画及び調整に関することうを加え、婦人行政の事務分掌を明確化) ・山梨県女性関係行政推進会議設置	
1982 (S57)		・労働省「男女平等問題専門会議「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」報告 ・「国民年金法等の一部を改正する法律」成立	・山梨県情報誌「ふじざくら」創刊	
1983 (S58)		・法制審議会国籍法部会「国籍法改正に関する中間試案」決定 ・婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告		
1984 (S59)		・文部省「家庭科に関する検討会議」報告書提出	・総合婦人会館開館	
1985 (S60)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法及び戸籍法」一部改正施行(父系血統主義から父母両血統主義) ・「男女雇用機会均等法」制定 ・「女子差別撤廃条約」批准	・青少年婦人対策課を青少年婦人課に改称 ・第1回山梨県婦人のつばさ海外研修事業実施	
1986 (S61)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・総理府「婦人問題企画推進有識者会議」設置		
1987 (S62)		・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988 (S63)			・初の県議会女性議員に宮沢栄子氏当選	

年度	国連	日本	山梨県	韮崎市
1989 (H元)		<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の告示（家庭科教育における男女共修） ・「法令の一部を改正する法律」成立（婚姻・親子関係等についての男性優先規定の改正等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題に関する意識と実態の調査」実施 	
1990 (H2)			<ul style="list-style-type: none"> ・富士女性センター開館 	
1991 (H3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂 ・「育児休業等に関する法律」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまなし女性いきいきプラン」策定 ・「やまなし女性いきいきプラン推進懇話会」設置 	
1992 (H4)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業等に関する法律」施行 ・初の婦人問題担当大臣が任命（内閣官房長官兼任） 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年婦人課を青少年女性課と改称 ・青少年女性課内に女性政策室を設置 	
1993 (H5)		<ul style="list-style-type: none"> ・中学校家庭科の男女必須実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」公布・施行 ・第4回世界女性会議日本国内委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・やまなし女性人材バンク設置 ・女性いきいきアドバイザー設置 	
1994 (H6)		<ul style="list-style-type: none"> ・「雇用保険法」等改正（育児休業給付金制度の創設） ・総理府の「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」改組、「婦人問題担当室」を「大臣官房男女共同参画室」改組、「婦人問題企画推進有識者会議」を「男女共同参画審議会」改組 ・婚姻制度に関する民法改正要綱試案を提示 ・高等学校家庭科の男女必須実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・韮崎市女性団体連絡協議会」設立
1995 (H7)	第4回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正（介護休業給付金制度の創設） ・「ILO156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」批准 		<ul style="list-style-type: none"> ・「韮崎市愛育会」設立
1996 (H8)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」-21世紀の新たな価値の創造- ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・峠南女性センター開館 ・県女性団体協議会設立 	

年度	国連	日本	山梨県	韮崎市
1997 (H9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画審議会設置及」び「男女共同参画審議会令」公布・施行 ・「男女雇用機会均等法」改正（採用差別等禁止の義務化） ・「労働基準法」改正（深夜労働制限等女子保護規定の撤廃） ・「介護保険法」成立 ・「『人権教育のための国連十年』に関する国内行動計画」策定 ・「労働省婦人局」を「労働省女性局」改称、「婦人少年室」を「女性少年室」改称 ・女性国会開催（議院50周年記念） 		・「龍岡公民館女性部すみれ会（社法研）」設立
1998 (H10)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法-男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり-」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまなしヒューマンプラン21」策定 ・山梨県男女共同参画推進本部設置 ・やまなしヒューマンプラン21推進懇話会設置 ・やまなしヒューマンプラン21推進週間設定 ・総合婦人会館を総合女性センターに改称 	
1999 (H11)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布 ・「育児・介護休業法」施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画の促進を規定） ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」 		
2000 (H12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー規制法」施行 ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方策について」 ・同審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方-21世紀の最重要課題-」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施 	

年度	国連	日本	山梨県	韮崎市
2001 (H13)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画会議」設置 ・内閣府に「男女共同参画局」設置 ・「DV防止法」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部施行（配偶者暴力相談支援センター除く） 		
2002 (H14)		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律全部施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「山梨県男女共同参画推進条例」制定 ・「第1次山梨県男女共同参画計画」策定 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画課設置 ・男女共同参画推進リーダー設置（女性いきいきアドバイザー終了） 	
2003 (H15)		<ul style="list-style-type: none"> ・母子及び寡婦福祉法等一部改正 ・「次世代育成支援対策推進法」公布 ・「少子化社会対策基本法」公布 ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 		・「第1次韮崎市男女共同参画推進計画」策定
2004 (H16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正（DV定義を拡大等） ・育児・介護休業法改正 ・「女性のチャレンジ大賞」「女性のチャレンジ支援大賞」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性センター（総合、峡南、富士）を統合し、男女共同参画推進センターに名称変更 ・やまなし女性リーダー養成海外研修事業実施（終了） 	
2005 (H17)	・国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ・改正育児・介護休業法施行 ・男女共同参画会議答申「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」 ・女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジプラン」策定 ・「第2次男女共同参画推進計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施 ・やまなし女性チャレンジ支援ネットワーク会議設置 ・やまなし女性未来塾実施 	・「第1期韮崎市特定事業主行動計画」策定

年度	国連	日本	山梨県	韮崎市
2006 (H18)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正（性差別禁止の拡大等） ・「女性の再チャレンジプラン」決定 ・東南アジア男女共同参画担当大臣会合開催 	・「第2次山梨県男女共同参画計画」策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「韮崎市男女共同参画推進条例」施行 ・「韮崎市男女共同参画推進委員会」設立 ・「にらさきヒューマンフォーラム2006」開催
2007 (H19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正（保護命令制度の拡充） ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「仕事を生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事を生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略とりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまなし女性の知恵委員会」設置 ・「山梨県男女共同参画企業懇話会」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「にらさきヒューマンフォーラム2007」開催
2008 (H20)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「仕事を生活の調和推進室」設置 ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「にらさきヒューマンフォーラム2008」開催
2009 (H21)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正（パパ・ママ育休プラス） ・男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実現状況及び今後の取組に向けての意見」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 ・男女共同参画課を県民生活・男女参画課と改称 ・男女共同参画センターに指定管理制度を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・「にらさきヒューマンフォーラム2009」開催
2010 (H22)	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事を生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事を生活の調和推進のための行動指針」改定 ・男女共同参画会議答申「第3次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方」 ・「第3次男女共同参画推進計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期韮崎市特定事業主行動計画」策定 ・「にらさきヒューマンフォーラム2010」開催
2011 (H23)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）正式発足			<ul style="list-style-type: none"> ・「にらさきヒューマンフォーラム2011」開催

年度	国連	日本	山梨県	韮崎市
2012 (H24)		・『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議の決定	・「第3次山梨県男女共同参画計画」策定 ・「企業における男女共同参画実践活動支援事業」開始 ・「地域における男女共同参画支援事業」開始	・「平成24年度男女共同参画・減災合同フォーラム」開催
2013 (H25)		・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ・「DV防止法」改正（同居する交際相手からの暴力及びその被害者も対象）	・「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定	・「第2次韮崎市男女共同参画推進計画」策定 ・「平成25年度男女共同参画・減災合同フォーラム」開催
2014 (H26)		・「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会の実現」掲載	・「やまなし企業子宝率調査」実施	・「第1回韮崎市女性議会」開催 ・「平成26年度男女共同参画・減災合同フォーラム」開催
2015 (H27)	・国連「北京+20」記念会合（ニューヨーク） ・国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択、 「持続可能な開発目標（SDGs）」策定	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性活躍推進法」公布 ・男女共同参画会議答申「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」 ・「第4次男女共同参画推進計画」閣議決定	・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施 ・「女性の活躍支援事業」開始	・「第3期韮崎市特定事業主行動計画」策定 ・「平成27年韮崎市男女共同参画フォーラム」開催
2016 (H28)		・「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正（育児休業取得の緩和、ハラスメント防止措置の義務化等）	・「女性の無料法律相談」開始	・「平成28年韮崎市男女共同参画フォーラム」開催
2017 (H29)		・「女性活躍加速のための重点方針2017」策定	・「第4次山梨県男女共同参画計画」策定	・「平成29年韮崎市男女共同参画フォーラム」開催
2018 (H30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布	・「やまなし性暴力被害者サポートセンター」開設	・「韮崎市男女共同参画推進委員会要綱」施行 ・「韮崎市男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱」施行 ・「第2回韮崎市女性議会」開催 ・「平成30年韮崎市男女共同参画フォーラム」開催

年度	国連	日本	山梨県	韮崎市
2019 (H31) (R元)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」等改正（行動計画策定義務拡大、ハラスメント防止対策強化） <ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」成立 <ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正（DV被害者の支援と児童虐待対応との連携強化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 <ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍応援プロジェクト事業」開始 ・「やまなし女性の活躍推進ネットワーク会議」設置 ・「山梨えるみん」認定制度の開始 	・「令和元年度韮崎市男女共同参画フォーラム」開催
2020 (R2)	・国連「北京+25」記念会合（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発目標SDGs達成のための「行動の10年/Decade of Action」スタート <ul style="list-style-type: none"> ・「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」改正（職場におけるハラスメント対策強化） ・「第5次男女共同参画推進計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活・男女参画課を県民生活総務課に改称 ・「男女共同参画に関する意識調査」（県政モニター）実施 	
2021 (R3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・2月定例県議会「県立男女共同参画推進センターに関する「集約」方針の見直しを求める請願」採択 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画・女性活躍推進監の設置 ・「男女共同参画先進県」に向けて県が取り組む意欲と姿勢を示した「取り組み断行宣言」を発表 ・「第5次山梨県男女共同参画計画」策定に係る説明会の開催 	
2022 (R4)			<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次山梨県男女共同参画計画」策定 	・「第3回韮崎市女性議会」開催

4 関連法令等

斐崎市男女共同参画推進条例

平成 18 年 3 月 31 日条例第 32 号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 性別による権利侵害の禁止（第9条・第10条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条—第18条）

第4章 斐崎市男女共同参画推進委員会（第19条）

第5章 雜則（第20条）

附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、斐崎市では、これまで国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等の実現に向けた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の慣行などは依然として存在し、眞の男女平等の達成にはいまだ多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の進展等、社会情勢が急速に変化する中で、豊かで活力ある生き生きとした社会を築いていくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に發揮することのできる男女共同参画社会を実現することが必要である。

ここに、私たち斐崎市民は、男女共同参画社会の実現に向けた取組を力強く推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、自治組織、事業者並びに教育及び保育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として互いの人权を尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で活動するすべての者をいう。
- (4) 自治組織 市内の一定の区域ごとに当該区域の住民で形成され、住民自治の推進を図る組織をいう。
- (5) 事業者 公的機関、民間組織の別を問わず、また、営利、非営利の目的を問わず、市内において事業活動を行う個人、法人及びその他団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）又は過去において配偶者であつた者に対する身体に対する暴力又は心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人权が尊重されること。

- (2) 社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動を妨げることのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定等に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重され、生涯にわたる健康な生活が確保されること。
- (6) 男女共同参画社会の実現に果たす教育の役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、市民、事業者、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携及び協力を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治組織における責務)

第6条 自治組織は、基本理念に基づき、その組織づくり及び

活動のあらゆる場面において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 自治組織は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育及び保育に携わる者の責務)

第8条 家庭、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野において教育及び保育に携わる者は、基本理念に基づき、男女共同参画の重要性について理解を深める教育及び保育を行うよう努めるものとする。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する表現への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、前条で禁止する行為を助長する表現、その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ姫崎市男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、市民

- 及び事業者等の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第12条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。
(教育及び学習の促進)
- 第13条 市は、教育及び学習の機会を通じて、男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。
(情報の提供及び広報活動)
- 第14条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者等の関心と理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報を提供し、広報活動を行うよう努めるものとする。
(男女共同参画の推進に関する支援)
- 第15条 市は、市民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(苦情及び相談への対応)
- 第16条 市は、市民及び事業者等からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情又は性別による差別的取扱い等に関する相談に、関係機関と連携し迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。
- 2 前項の場合において、市長は必要があると認めるときは、
韮崎市男女共同参画推進委員会の意見を聞くものとする。
(調査研究)
- 第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。
- 2 市長は、必要があると認めた場合には、市民及び事業者等に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。
(男女共同参画の推進状況等の公表)
- 第18条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

第4章 韮崎市男女共同参画推進委員会 (推進委員会)

第19条 男女共同参画社会の推進を図るため、韮崎市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、市長の求めに応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査検討し、意見を述べるものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて開くものとする。
- 4 委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

第5章 雜則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画の推進に関する市の基本的な計画であつて、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものは、第11条第1項の規定により策定された計画とみなす。

蔚崎市男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱

平成30年3月28日告示第74号

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、蔚崎市男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するに当たり、蔚崎市男女共同参画推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画の策定に係る資料の収集及び調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体推薦者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画の策定が終了する日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

5 最初に招集される委員会は、第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務を検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を各1人置く。
- 4 前項に規定する部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて、部会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 8 部会長は、当該部会における審議の状況及び結果を委員長に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

韮崎市男女共同参画推進委員会要綱

平成30年3月28日告示第68号

(趣旨)

第1条 韮崎市男女共同参画推進条例（平成18年3月韮崎市条例第32号）第19条に規定する韮崎市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的な計画に関すること。
- (2) 前号に規定する計画の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する苦情又は相談に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人、副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- (経過措置)
2 この告示の施行の際廃止前の韮崎市男女共同参画推進委員会要綱（平成18年3月韮崎市訓令乙第34号）の規定により市長から委嘱された委員は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該委員に委嘱された者の任期は、廃止前の韮崎市男女共同参画推進委員会要綱の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

男女共同参画社会基本法（抄）

〔平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号〕

目次

前文

第一章 総則（第一条 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策
(第十三条 第二十条)

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的
施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施
策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会
の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基
本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定める
ものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の
促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促
進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要
な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女
共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければ
ならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったと
きは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければな
らない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準
用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当
該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に
関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共
同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定
めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男
女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女
共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画
的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参
画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画
社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以
下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努
めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市
町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞な
く、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に
影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当
たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければなら
ない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本
理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じな
ければならない。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会
の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供
その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

〔平成十三年四月十三日法律第三十一号〕

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及

び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 被害者の保護

（福祉事務所による自立支援）

- 第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- （被害者の保護のための関係機関の連携協力）

- 第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その

適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

- 第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第五章 雜則

（職務関係者による配慮等）

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

- 第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

- 第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

〔平成二十七年九月四日号外法律第六十四号〕

目次

第一章 総則（第一条～第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条～第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条～第二十九条）

第五章 雜則（第三十条～第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条～第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人格が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採

用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抄）

（令和四年法律第五十二号）

目次

- 第一章 総則（第一条 第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雜則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。
(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。
(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。
(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等
(女性相談支援員)

第十一條 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行

う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に關し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雜則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に關し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識のかん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な待遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

5 用語解説

<あ行>

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

だれもが意図せず、潜在的に持っている偏見のことであり、あらゆる人が社会環境のなかで日常的に身につけている。

アンコンシャス・バイアスに気づくことは、その人の可能性を広げ、人権を尊重する社会の実現に向けての変革につながる。

イクボス

イク（育児）とボス（上司）を組み合せた造語。

従業員のワーク・ライフ・バランスを考えて個人のキャリアや人生を支援し、組織の業績や結果を出しながら、自分の仕事と私生活も楽しむ上司のこと。

SNS（エスエヌエス）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、スマートフォンやパソコンを使って人間関係を築き、深めることができるインターネット上のサービスのこと。

代表的なアプリケーションには、LINE（ライン）やFacebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）などがある。

SDGs

2015年に国連が全会一致で採択された「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称のこと。

LGBTQ（エルジービーティーキュー）

性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称の1つであり、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダ

ー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、Questioning（クエスチョニング、自分の性のあり方について、わからない、迷っている、決めたくない人）の頭文字をとった言葉である。

「えるぼし」認定

女性の活躍を推進している企業を厚生労働大臣が認定する制度のこと。

エンパワーメント

生きる力の源のこと、人は生まれながらにさまざまの素晴らしい力を持っているという信念から出発する考え方。

すべての人が潜在的にもっている力や個性を引き出したり、取り戻したりすること。

人とつながることによって本来持っている力が發揮されていく。

<か行>

キャリアアップ

今よりもさらに専門的な知識を身に付け、能力を向上させて、経験を高めること。

キャリアパス

従業員が目標としている職位や職務に就くために必要な業務経験とその順序のこと。

「くるみん」認定

子育てサポート企業として厚生労働大臣が認定する制度のこと。

固定的な性別役割分担意識（固定的な性別役割分担）

性別に関係なく個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず、「男とは仕事・女は家庭」、「男性は主要な仕事・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

子ども子育て支援条例

子ども子育て支援に関し、基本理念を定め、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とした条例のこと。

子どもの権利

すべての子どもが健やかに、自分らしく育つための必要な権利のこと。

<さ行>

シェルター・ステップハウス

DV、家族からの暴力、思いがけない妊娠・出産、望まない性産業への従事、依存症、低賃金・不安定雇用・不当解雇等、様々な理由から安全な場所に入居し、自立した生活ができるよう支援すること。

ジェンダー

生物学的性別や性差を意味するセックスに対して、社会的・文化的に形成された性別や性差を意味する言葉のこと。

ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデーターから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる指数のこと。

性的マイノリティ

性的マジョリティ（自分の性に違和感のない異性愛者）に対する言葉で、同性に恋愛感情を持つ人や自分

の性に違和感がある人のこと。

セカンドステージ

主に定年後の第二の人生や余暇のこと。

セクシュアリティ

性のありかた全般を指すことば。

からだの特徴、戸籍などの社会的性別、性自認、性的指向、性表現など性に関わるあらゆることを含む

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場における性的な言動に対する他の従業員の対応等により、当該従業員の労働条件に関して不利益を与えること、または性的な言動により他の従業員の職業環境を害すること。

SOGIE（ソジー）

Sexual Orientation（性的指向）、Gender Identity（性自認）、Gender Expression（ジェンダー表現）の頭文字をとった性的指向と性自認を表す言葉のこと。

<た行>

ダイバーシティ

個人や集団の間に存在している様々な違いのこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思よって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。

デートDV

恋人同士の間で起こる暴力のこと。

「殴る」「蹴る」といった身体的な暴力だけでなく、相手を見下す言葉や「不機嫌になる」「無視する」などの態度、「メールの履歴のチェック」等の行

動の制限、「性的同意がない」等の性暴力、経済的暴力などがある。

テレワーク

情報通信技術などを活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のこと。力によって相手を支配し従属的な状況に追い込む行為のことで、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、避妊に協力しない、性的行為を強要する性的暴力などがある。

<は行>

パートナーシップ

尊重した協力・連携のこと。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度（パートナーシップ制度）

互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的に共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行うことを約束した性的マイノリティである双方が、市長に対して宣言書を提出することにより、互いがパートナーであると誓う制度のこと。

また、同居する未成年の子（実子または養子）と家族関係であると誓う制度のこと。

宣誓した2人または家族には、その旨を証するパートナーシップ宣誓書受領証が交付される。

ハラスメント

人に対する嫌がらせやいじめ等の迷惑行為のこと。

フレックスタイム

従業員が始業・就業時間・労働時間を自由に決められる勤務制度のこと。

ヘルスリテラシー（健康について最低限知っておくべきこと）

健康や医療について正しい情報を入手し、理解して活用する能力のこと。

包括的性教育

人権を基盤として、人間の発達の自然な要素としての幅広いセクシュアリティ概念に基づく権利としての教育のこと。

ユネスコ及びWHO（世界保健機関）等が発表した「国際セクシュアリティ教育ガイド」（2009年初版、2018年改訂）では、人間関係、人権、セクシュアリティ、ジェンダー平等、暴力と安全確保、からだと発達、性と生殖に関する健康等について年齢・成長に即して段階的に、知識やスキル、態度を学ぶカリキュラムが示されている。

SDGsの目標を実現させる方策の一つに、「国際セクシュアリティ教育ガイド」も位置づいている。

<ま行>

マタニティーハラスメント（マタハラ）

会社で働く女性が妊娠や出産を理由に解雇や雇止めをされたり、妊娠や出産にあたって職場で受けたりする精神的・肉体的なハラスメントのこと。

<や行>

「山梨えるみん」認定

女性活躍社会の実現に向けて、女性活躍に係る職場環境の整備等に積極的に取組む企業に対して、「えるぼし」認定や「くるみん」認定の足がかりとなる山梨県独自の認定制度のこと。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話をなどを日常的に行っている子どものこと。

<ら行>

ライフコース

個人がたどる多様な人生のあり方のこと。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

「リプロダクティブ・ヘルス」は、性や妊娠・出産など生殖に関わるすべてにおいて、生涯にわたって差別、強制、暴力を受けることがなく、単に病気がないだけではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態（＝ウェルビーイング）であること。

「リプロダクティブ・ライツ」は、すべての人が持っている、産む・産まない、いつ・何人子どもを持つかなど、生殖に関することを自分で決める権利で、そのためには必要な情報やサービスを得られることも指す。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

これは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会をつくる基盤として重要とされている。